

# 建設業サポートブック

～経営改革や新分野進出に取り組むために～



石川県



# はじめに

---

建設業は、地域経済や雇用を支える基幹産業であるだけでなく、災害時の緊急対応や除雪などの担い手として、地域の安全・安心の確保のために果たすべき役割はますます大きくなっています。

そのため、県では、景気が回復基調にある中で、必要な社会資本整備を可能な限り促進するため、公共投資の事業量を最大限確保し、切れ目のない事業執行を通じて、地域経済の下支えを図ることとしています。

さらに、建設業の安定した経営基盤の確立に向けて、あらゆる相談にワンストップで対応する「建設業サポートデスク」をはじめ、経営コンサルタントを無料で派遣する専門家派遣事業や各種セミナーの開催などきめ細かな施策を展開し、建設業の活力再生を支援しています。

このサポートブックでは、建設業における経営戦略や経営自己診断手法のほか、新分野進出事例、県の支援施策等をわかりやすく紹介してあります。

建設業の皆様にとって、今後の経営戦略の策定・実行や支援施策の活用にあたり、本冊子がお役に立てば幸いです。

平成26年7月

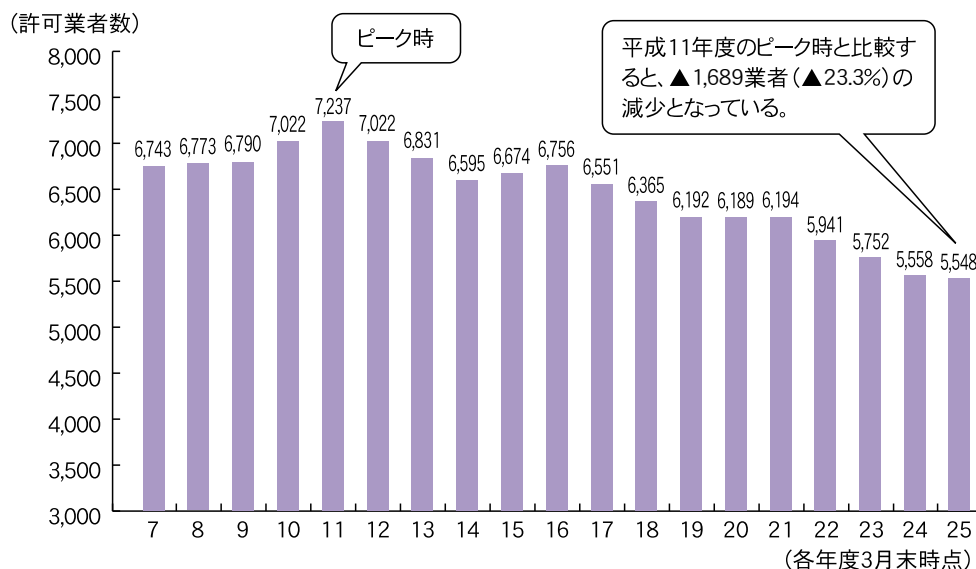
石川県土木部長 常田 功二

# 建設業サポートブック 目次

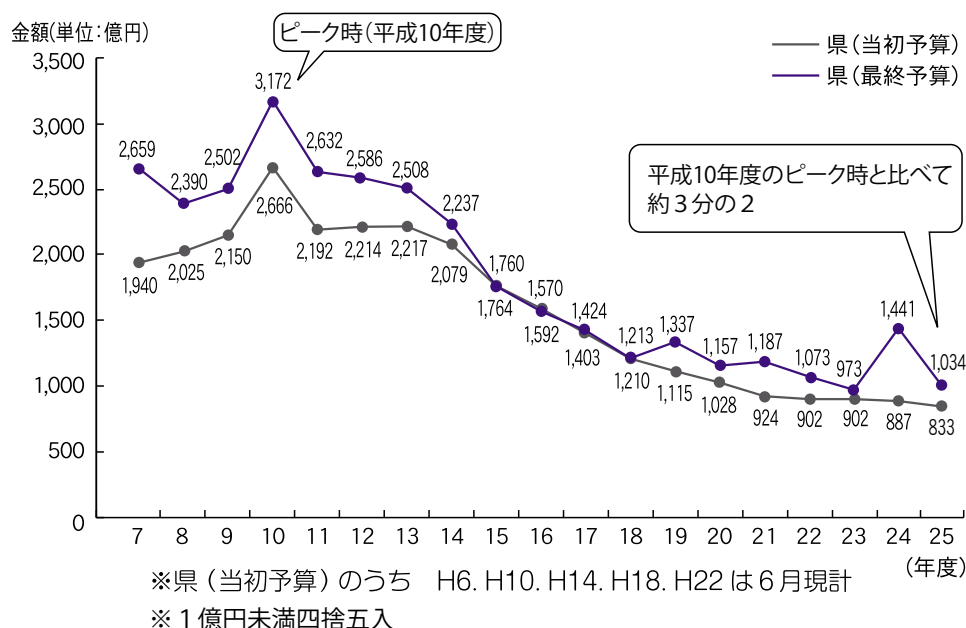
石川県内の建設業許可業者数と 石川県の投資的経費（予算）の推移について……………	3
第1章 石川県の施策紹介……………	4
第2章 自社の経営を見直す	
1 経営戦略……………	7
2 経営自己診断と経営改善……………	15
第3章 元請業者と下請業者の 適正な契約に関する留意事項……………	25
第4章 建設業者の新分野進出事例集……………	31
第5章 メニュー別支援施策集……………	49
第6章 各種連絡先……………	79

# 石川県内の建設業許可業者数と 石川県の投資的経費(予算)の推移について

## (1) 石川県の建設業許可業者の推移



## (2) 石川県の投資的経費(予算)の推移



本県の投資的経費は平成10年をピークとして減少傾向が続いてきましたが、平成25年度実質当初予算で思い切った増額を図って以降、数次の補正予算においても時機を逸することなく事業量を追加確保してきました。

しかしながら、ピーク時と比較すると、建設業許可業者数に比べて投資的経費の減少が大きいことから、建設業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。



# 第1章 石川県の施策紹介

## 電子入札の全面導入について

石川県では公共事業における透明性の確保、競争性の向上及び入札参加における時間的、経済的負担の軽減のため、平成15年から電子入札の導入を始め、対象案件を順次拡大し、利用を促してきました。その結果、現在ではほとんどの業者において電子入札システムの導入が完了していることから、下記のとおり全面導入を実施しました。

### ○電子入札の対象範囲

#### (1)建設工事

予定価格250万円超 全件

#### (2)建設工事に係る測量及び建設コンサルタント等の委託業務

予定価格100万円超 全件

### ○入札執行における取扱い

#### (1)一般競争入札

書面での入札参加申請及び入札は原則受付しない。

#### (2)指名競争入札

次のいずれかの事由に該当する業者は、原則指名選定の対象としない。

ア 石川県電子入札システムに利用者登録されていない場合

イ ICカードの有効期限が切れている場合

### ○実施時期

平成26年6月1日以降に入札公告又は指名通知する案件から適用

#### ■問合せ先

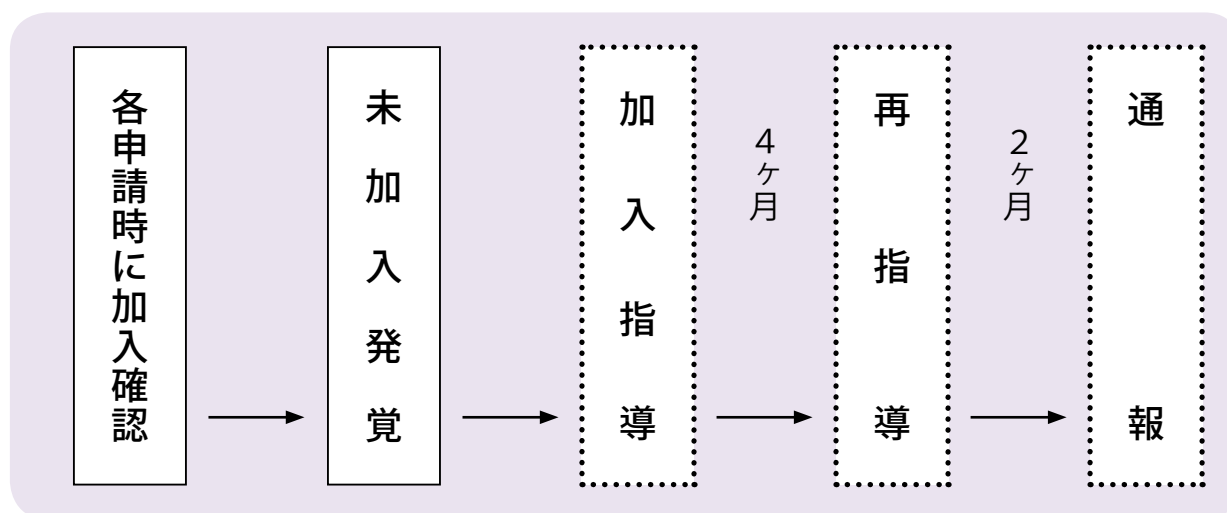
〒920-8580 金沢市鞍月1-1 (石川県庁15階)

石川県土木部監理課 入札・契約グループ あて (TEL 076-225-1712)

## 社会保険未加入対策

石川県では、建設業の許可申請や経営事項審査時に、社会保険加入状況の確認・指導等を行っています。

### ○社会保険未加入対策フロー



### ○社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の適用事業所となる条件

社会保険の種類	加入対象事業所
雇用保険	労働者を1人でも雇用する事業所
健康保険 厚生年金保険	法人：すべての事業所 個人：常時5人以上の従業員のいる事業所

### ○入札参加資格の申請について

石川県では、平成25年度から、社会保険の加入を入札参加資格申請の要件としています。（適用除外事業所を除く。）

入札参加資格審査の際には、提出された経営事項審査の結果通知書における各保険の加入状況欄をもとに審査しますので、当該欄が「無」となっている場合は、保険への加入が確認できる書類を別途提出する必要があります。

## 住宅瑕疵担保履行法について

新築住宅の請負人（建設業法の許可を受けた建設業者）が、新築住宅を引き渡す際には、「住宅瑕疵担保責任保険への加入」または「住宅瑕疵担保保証金の供託」が必要になります。

※建築工事・大工工事業の許可業者が新築住宅の建設工事を請け負う場合が主な対象となります。ただし、それ以外の業種の許可業者であっても、新築住宅の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸水を防止する部分を施工する場合は対象となります。

### ○届出について

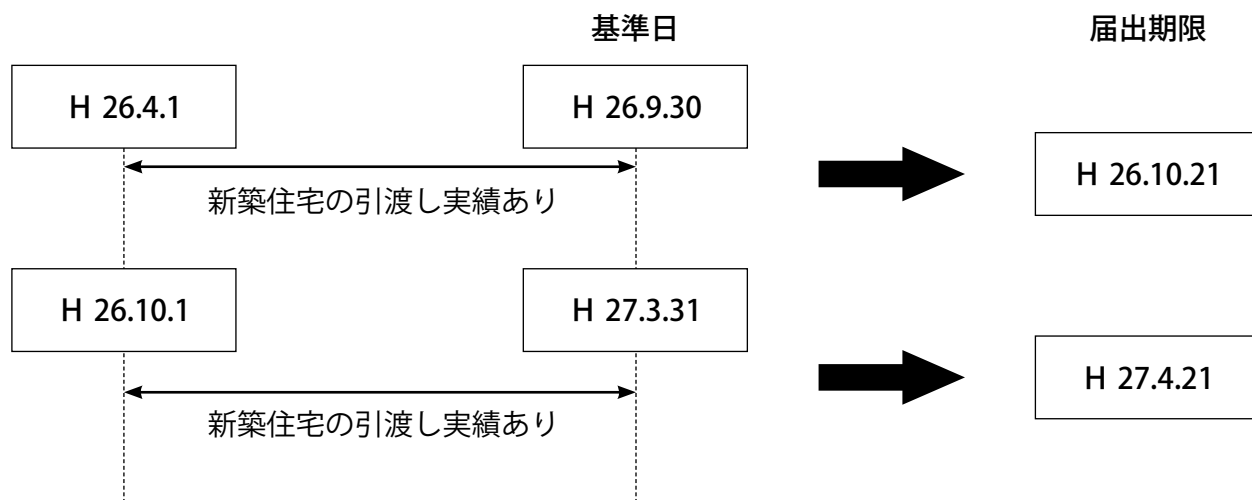
住宅瑕疵担保履行法では、年2回の基準日（毎年3月31日及び9月30日）ごとに、資力確保措置（保険加入または供託）の状況について、基準日から3週間以内（4月21日、10月21日まで）に許可を受けている行政庁へ届出が必要です。

※期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、新規契約を制限されるなど、監督処分や罰則が適用される場合があります。

### ○届出に必要な書類

届出書（第1号様式）／保険契約締結証明書／保険契約締結証明書の明細

（例）平成26年度における届出



※なお平成21年10月1日以降に1件でも引渡し実績がある場合は、各対象期間（基準日前の6ヶ月間）の引渡し実績がゼロ件であっても、ゼロ件である旨の届出が必要です。

#### ■問合せ先・届出先（郵送または持参）

〒920-8580 金沢市鞍月1-1（石川県庁15階）

石川県土木部監理課 建設業振興グループ あて（TEL 076-225-1712）



## 第2章 自社の経営を見直す

建設投資の持続的な減少、またそれに伴う過剰供給構造など、建設業界をとりまく環境は大きく変化し、特に公共工事に対する依存度が高い建設業者にとっては、厳しい経営環境となっています。そのような中で、多くの建設業経営者からは、“危機感はあるがどのようなことをすればよいか分からない”といった声が聞かれます。

そこで、この章では、経営戦略策定方法の一例を紹介すると共に、経営状況の自己診断と経営改善の方法について説明します。今一度自社の経営を見直し、今後の進むべき方向を見極めるための参考としてください。

### 1 経営戦略

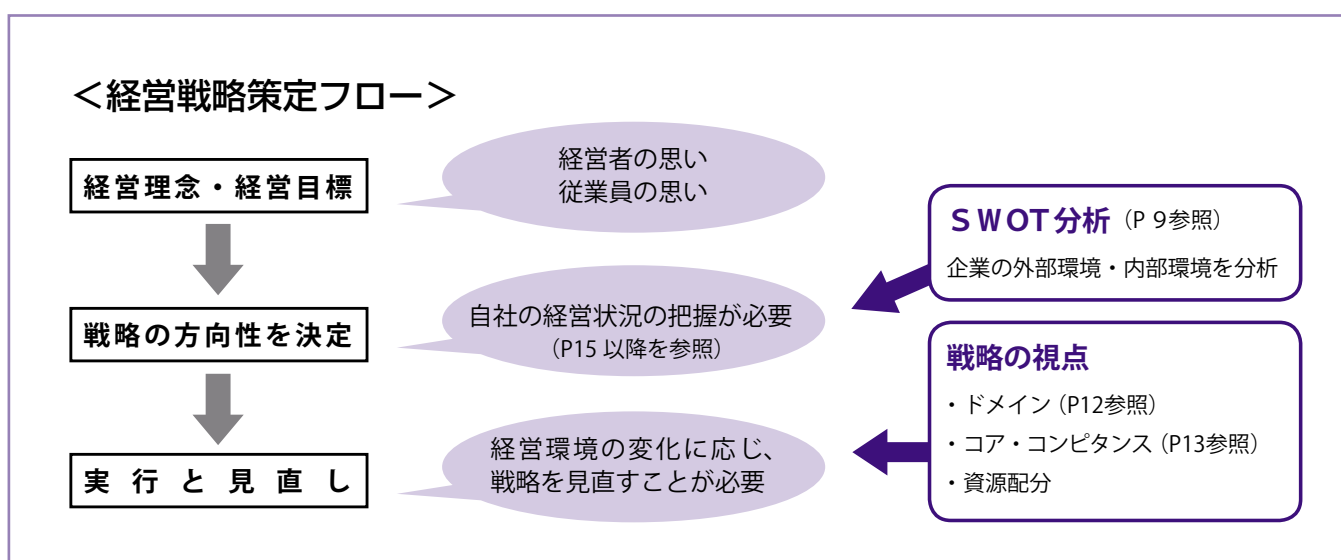
#### ■ 経営戦略とは？

経営戦略には、さまざまな定義がありますが、簡単に言えば「企業の将来目標を定め、その目標達成に向け、企業と経営環境との関わり方を示したものであり、企業における意思決定の指針となるもの」です。

#### ■ なぜ、経営戦略が必要なのか？

現在、「行き当たりばったり」や「その場しのぎ」の経営を行っていないでしょうか。建設投資が右肩上がりであった時代には、それで通用したかもしれません。しかし、厳しい経営環境を迎えている現在において、そのような経営意識では社内外の信頼や協力は得にくく、企業の存続自体が危うくなりかねません。

そこで、現在直面している経営環境や自社の経営状況を客観的に把握・分析し、経営戦略を策定する必要があります。また、経営戦略を示すことにより、目指すべき目標に向かい、従業員の意思統一を図ることができます。



## ① 経営理念を確認しましょう

経営理念とは、経営者もしくは企業における抽象的・理想的な目的、哲学、理想、価値観、行動指針といった基本的な考え方で、経営活動の拠り所、原点となるものです。

### ポイント

- ・経営者のみならず、従業員全員が共有する行動指針となりますので、分かりやすく、なじみやすいものにしましょう。
- ・すでに、社是・社訓や企業スローガンとして掲げている場合も、現在の経営環境とかけ離れたものであれば、見直しをしてください。

- [例]
- ・自然との調和をめざした環境企業
  - ・インフラ整備のみならず、文化・環境活動を通じた地域社会への貢献
  - ・安全安心を提供し、信頼・感謝される企業
  - ・時代を先取りし、技術を磨き続ける企業
  - ・子どもに誇れる建設業

## ② 経営目標の設定をしましょう

経営目標とは、経営理念のもとで将来望ましいと考えるビジョンや構想を示したものであり、その実現に向かって企業経営が行われることとなります。

具体的な経営目標としては、「定量的な目標」と「定性的な目標」があります。

- ◇ 定量的な目標・・・売上高、営業利益、経常利益、売上高営業利益率 など
- ◇ 定性的な目標・・・技術力の向上、新分野への進出、雇用の維持 など

### ポイント

- ・達成不可能な目標ではなく、相当の努力により現実に達成できる目標を設定することで、社員のやる気向上を図りましょう。
- ・社員の実感・達成感を得るため、定性的な目標のみならず、必ず定量的な目標を設定します。
- ・定量的な目標を定めるにあたっては、単なる願望ではなく、根拠ある数値とすることが重要です。
- ・各目標を設定する場合には、必ずいつまでに達成するか期限を定めましょう。
- ・易しすぎる目標では、達成したときの効果は小さく、満足度も低いものになってしまいます。

### ③ 戦略の方向性を検討しましょう

経営戦略の基本的な方向性を決定するにあたって、現在直面している、又は将来予測される外部環境と自社の有する経営資源などの内部環境について分析を行います。その際には、SWOT分析を活用します。

SWOT分析とは、企業の外部環境と、自社の強みと弱みを結びつけた分析を行うものです。具体的には、自社の強み（Strengths）と弱み（Weaknesses）を認識し、また外部環境における機会（Opportunities）と脅威（Threats）を明らかにし、適切な経営戦略を決定します。

#### （i）外部環境の分析

外部環境は、自社の力ではどうすることもできないものであり、以下のような視点で分析を行います。検討する際には、以下の具体例等を参考にしてください。

#### 具 体 例

<b>政治的要因</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律（規制）</li> <li>・税制</li> <li>・政府の方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅瑕疵担保履行法の施行</li> <li>・住宅ローンの減税制度</li> <li>・エコポイント制度</li> <li>・農地法の改正</li> <li>・公共投資の削減</li> </ul>
<b>経済的要因</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景気の動向</li> <li>・国際情勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利、為替などの動向</li> <li>・中国を中心とするアジア経済の活性化</li> <li>・原油価格の動向</li> </ul>
<b>社会的要因</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口動態</li> <li>・流行、ライフスタイル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化</li> <li>・環境志向</li> <li>・団塊世代のリタイア</li> <li>・健康志向</li> <li>・国際化</li> <li>・本物志向</li> </ul>
<b>技術的要因</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな技術</li> <li>・IT化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな技術を活用した代替品</li> <li>・IT技術の進化</li> </ul>
<b>顧客（市場）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客の数、構成</li> <li>・購買行動の特徴</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット購買者の増加</li> <li>・ニーズの多様化</li> <li>・アフターメンテナンスの重視</li> </ul>
<b>競合他社</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競合他社の参入状況</li> <li>・競合相手との比較</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競合他社の参入、撤退状況</li> <li>・競合他社との戦略・財務状況などの比較を行うことで、自社の強み、弱みを把握</li> </ul>
<b>地域性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性</li> <li>・地域の課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ブランド（特産物）</li> <li>・耕作放棄地</li> <li>・観光資源</li> <li>・過疎化</li> <li>・交流人口の動向</li> </ul>



## 自社の経営を見直す

**(ii) 内部環境の分析**

内部環境の分析では、自社の有する経営資源について分析を行います。検討する際には、以下の具体例等を参考にしてください。

<b>ヒト</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊技術を有す従業員</li> <li>・余剰労働力（繁閑期）</li> <li>・高齢化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経験、調理師資格などを有する従業員</li> <li>・毎冬期に余剰労働力が発生</li> <li>・技術者の高齢化 ・後継者の不在</li> </ul>
<b>モノ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休資産</li> <li>・設備・機械</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社倉庫を使用していない</li> <li>・最新の機械を保有している</li> </ul>
<b>カネ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己資金</li> <li>・資金調達の可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己資金に余裕がある</li> <li>・金融機関等からの資金調達が可能</li> </ul>
<b>ノウハウ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の得意技術</li> <li>・企画開発力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他社に負けない専門特化した得意技術を有する</li> <li>・企画力を活かし、提案型営業を行っている</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブランド</li> <li>・情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ブランド ・建設工事での看板力</li> <li>・独自のネットワークを持ち、情報収集力がある</li> </ul>

**ポイント**

- ・自社の経営資源を見直す場合、経営者からの視点だけでは、気づかない点もあります。そのため、従業員からの視点や、社外からの視点(専門家の意見)なども活用しましょう。これまで気づけなかった思わぬ自社の強みに気づくかもしれません。自社にとっての当たり前が、他社では特別かもしれません。
- ・自社の内部環境の特徴を把握する場合、同業他社などと比較することも重要です。そうすることで、自社固有の特徴が浮き彫りになることがあります。

**(iii) 把握した外部環境・内部環境の「機会／脅威」「強み／弱み」への振り分け**

- ・外部環境は、「機会」と「脅威」に振り分けます。
  - ⇒ 自社にとってチャンスとなる場合は「機会」として把握します。
  - 「脅威」はその逆です。
- ・内部環境は、「強み」と「弱み」に振り分けます。
  - ⇒ 他社と比較し、優れている場合は「強み」として把握します。
  - 「弱み」はその逆です。

外部環境の「機会」「脅威」と内部環境の「強み」「弱み」を組み合わせることにより、自社の進むべき方向性が示唆されます。

組合せ	対応	
機会：強み	機会を活用し、自社の強みを活かすことができる分野であり、自社にとって最も適した環境です。	
機会：弱み	弱みを克服できるのであれば、機会を活用することができるか検討しましょう。	
脅威：強み	強みがある場合は、脅威を克服することが可能であるかを検討します。しかし、脅威は、自社の力ではどうすることもできないものであるため、一般的に回避すべき方向であるといえます。	基本的に競争企業の参入が少ないため、一部事業に特化した専門・差別化戦略を取ることも有効です。
脅威：弱み		具体的には、以下を検討しましょう。 ・計画的な撤退、転換 ・事業の譲渡

### SWOT分析の具体例

#### <各環境要因の把握とSWOTへの振り分け>

	プラス要因	マイナス要因
外部環境	<b>O 機会</b> ・住宅エコポイントの創設 ・農地法改正（農業参入の規制緩和）	<b>T 脅威</b> ・新築住宅着工件数の減少 ・地域の過疎・高齢化
内部環境	<b>S 強み</b> ・地域トップクラスの建築技術 ・企画提案型の営業力 ・農業経験を有する従業員	<b>W 弱み</b> ・技術職員の高齢化 ・利活用できる余剰資産がない

#### <SWOTの組み合わせによる分析>

【機会】住宅エコポイントの創設 【強み】地域トップクラスの建築技術	住宅版エコポイントを活用したエコ住宅の新築、エコリフォームへの特化
【機会】農地法改正（農業参入の規制緩和） 【強み】農業経験を有する従業員	農業分野への進出
【機会】農地法改正（農業参入の規制緩和） 【弱み】利活用できる余剰資産がない	農業参入に必要な資産を地域の協力を得ることで取得（耕作放棄地、農機具の借用）するとともに、建設機械を活用することで【弱み】を克服
【脅威】新築住宅着工件数の減少 【強み】企画提案型の営業力	企画提案型の営業力という【強み】を活かし、新築住宅の企画提案型の営業を行うことで受注を確保し【脅威】を克服

### ポイント

- ・中小企業では経営資源に一定の限りがあります。そのため、できる限り「脅威」を避け、「機会」を活用し、自社の持っている「強み」を活かすことが重要です。
- ・自社の経営資源のみならず、他社との連携などにより、外部の力を活用し、自社の経営資源を補うことも有効です。

自社の経営を見直す

#### ④ 戦略を策定してみましょう

SWOT分析により、おぼろげながら、自社の進むべき方向性、戦略案が見えた場合は、具体的な戦略を策定・選択することになります。その際には、以下の3つの視点から検討します。

##### (i) ドメイン

ドメインとは、企業が経営活動を展開する領域のことです。なお、ドメインを定義する場合は次の2つの視点から行いましょう。

##### ◎製品・サービスからの視点

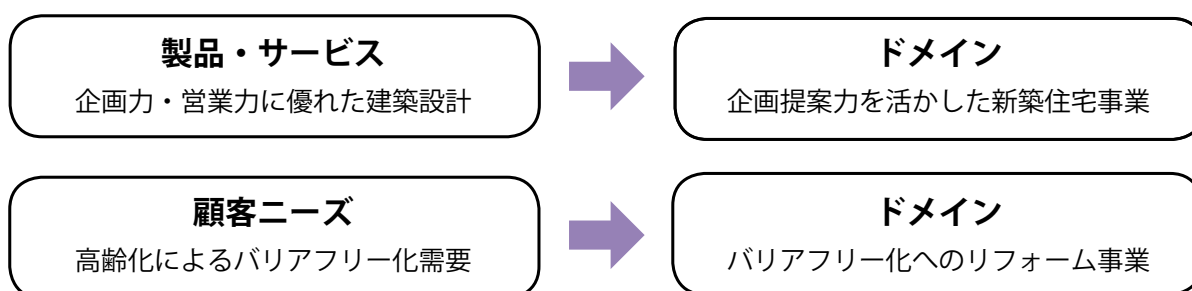
自社の有している製品・サービスの優れた点や特徴を効果的に発揮できる事業を選択します。

##### ◎顧客ニーズからの視点

顧客を性質別にグループ化し、一定のグループに的を絞った事業を選択します。

#### 具 体 例

##### 建築を営む建設業の場合



#### ポイント

- ・自社の「強み」を効果的に発揮できる事業領域を選択しましょう。
- ・ドメインの設定が広すぎる場合、経営資源が分散してしまうおそれがあります。反対に狭すぎると、顧客ニーズに適合していくことができません。
- ・常に自社の「強み」を意識し、また、市場ニーズの変化にも機敏に反応するなど、柔軟にドメインを変更することも必要となります。



## (ii) コア・コンピタンス

コア・コンピタンスとは、顧客に対して提供する自社の能力のうち、他社が真似できない、その企業ならではの中核的な能力のことです。自社の強みとして売上に寄与しているコア・コンピタンスに対しては、経営資源を継続的に投資する必要があります。そうした長期間にわたる継続的な強化・改善を経ることで、コア・コンピタンスは構築されます。

### ポイント

- ・コア・コンピタンスとは、自社が提供している商品やサービスそのものではなく、顧客が対価を支払っている自社の提供する機能です。  
 <例> 美容室 × 髪をカットすること ⇨サービスそのものはコア・コンピタンスではありません。  
 ○ 髪をカットする技術 ○ サービスを受けることで得る快適さ
- ・自社の常識は、他社の非常識である場合があります。そのため、コア・コンピタンスを設定する場合には、外部から意見を聞くことも重要です。
- ・市場環境の変化に応じて、コア・コンピタンスの見直しや新たな能力開発が必要となります。

## (iii) 資源配分

ドメインにおいて、自社の経営資源の配分パターンを最適化することが求められます。そのためには、自社の経営資源を十分に把握することは言うまでもありません。また、複数の事業を行っている企業においては、個々の事業のみならず、全社的な視点に立ち、事業間の最適な資源配分を考えることも重要です。

### ポイント

- ・自社のコア・コンピタンスを意識し、それを中心として資源配分を行いましょう。
- ・コア・コンピタンス以外の分野については、アウトソーシングなど外部資源を活用し、コア・コンピタンスへの効率的な資源配分を検討してみましょう。



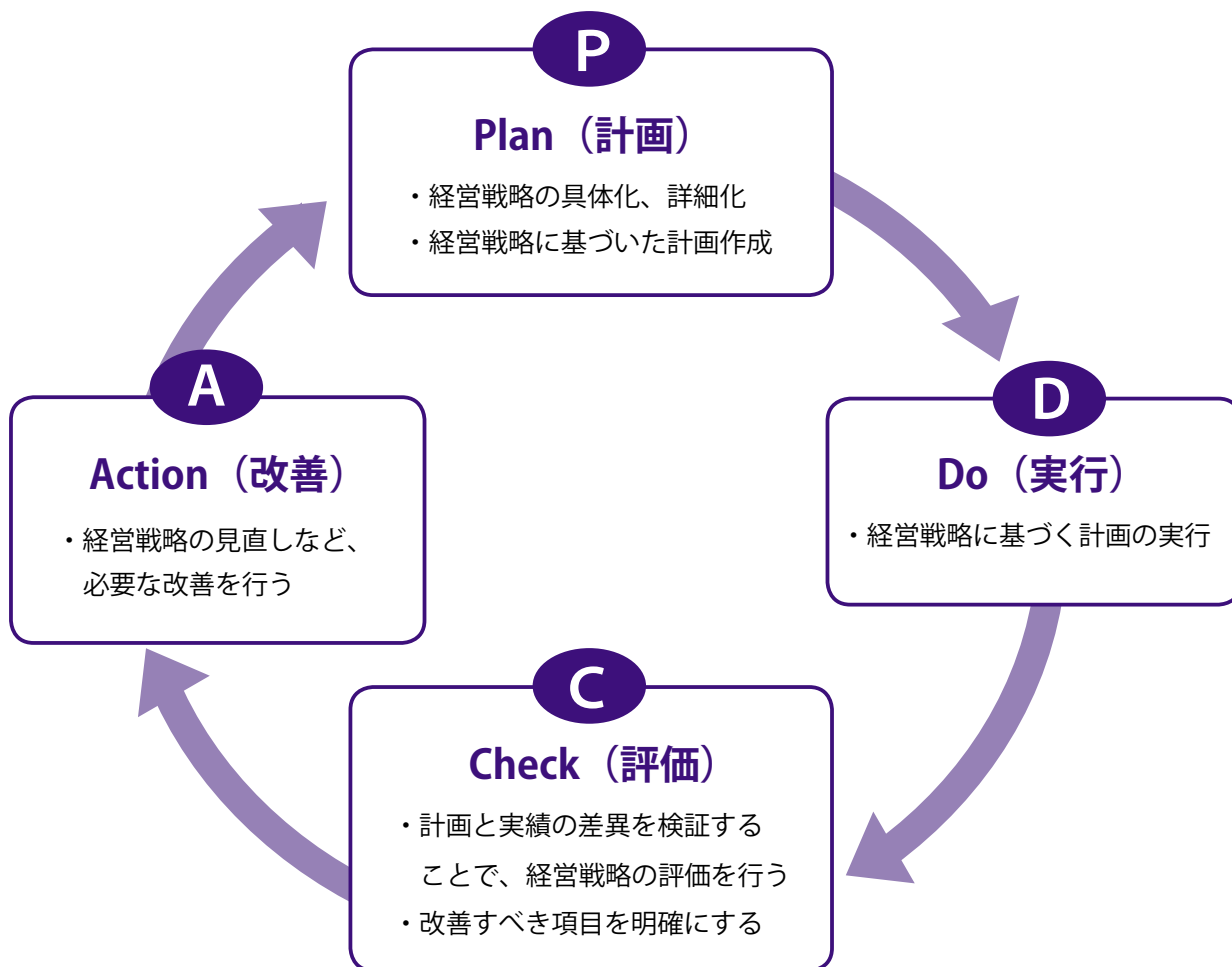
限られた自社の経営資源を効率よくコア・コンピタンスに配分することで、ドメインにおいて、持続的な競争優位を築くことが重要です。

※経営戦略の立案にあたっては、全社的な視点で行うことが重要です。複数の事業を行っている場合は、各事業ごとにSWOT分析を行い、それぞれのドメイン、コア・コンピタンス、経営資源の配分を検討しましょう。

## ⑤ 戦略の実行・見直し

経営戦略が策定されたことにより、その戦略に従い、経営目標の達成に向け、事業に邁進することになります。決して経営戦略の策定がゴールではありません。

以下の、PDCAサイクルを活用し、常に戦略の見直しを図ることが必要です。



### ポイント

- ・ 漠然と経営戦略を実行するのではなく、経営目標で想定した期間終了後、または、中長期の計画、年度計画といった形で実行している場合は、当該期間終了後に、これまでの実績を評価するとともに、評価に応じて経営戦略の見直しを行いましょう。
- ・ 予定よりも早期に経営目標を達成できた場合も、新たな経営目標を設定するとともに、経営戦略の見直しを行いましょう。

## 2 経営自己診断と経営改善

### ① 経営と財務

経営者や管理者は経営活動を通じて、企業の価値及び顧客評価の向上を目指しています。

これは常に企業の維持・成長を図ることにより、社員の生活を守ると共に社会貢献を果たす使命を担っているからです。

企業の維持とは、どんな企業環境にあっても倒産しない強靱な体質を構築することです。

そして経営活動の状況（結果・成果）は全て財務諸表に集約されます。

企業を取り巻く利害関係者（仕入先、販売先、金融機関、税務当局、行政機関等）は取引先の日頃の経営活動と、その結果を示す財務諸表を診て判断・評価し、さらなる交流・連携強化の可能性、取引や発注の是非等を考えています。

もちろん競合相手も同様に、あるいはより厳しく自社を診て、作戦を立てていると考えるべきでしょう。強い会社、進んだ会社ほど徹底していると考えて下さい。

したがって、経営者は無論ですが経営の一翼を担っている方は自社の財務状況に無関心であってはなりません。

そこで、県では経営者が自社の経営状況を把握するためのツールとして経営自己診断表を作成しました。ここでは、経営自己診断表の使い方と経営の改善方法について説明します。

#### 経営自己診断の手順

- 手順－1 経営計画書及び過去3期分の決算書を用意し内容を把握する。
- 手順－2 経営自己診断表「様式1 建設業財務分析用紙」※（以降、様式1と記載）に貸借対照表、損益計算書の値を入力。様式1「3. キャッシュフロー計算書」を基にキャッシュフロー分析をする。
- 手順－3 手順2で得た様式1「4. 財務分析指標（定量評価）」を基に財務分析を行う。手順-2、-3は様式1に経営幹部が直接記入する。
- 手順－4 手順2、3で得られた結果と同期間の経営計画書（もしくは重点活動計画書）を対比しながら、同期間中の企業活動と分析結果の因果関係について把握、検証を行う。その際、様式1「5. 売上状況（主要顧客・主要商品）」、「6. 金融機関別長期＋短期借入金残高」、「7. 主要設備投資状況」に記入することで自社の経営状況の変化の確認ができ、因果関係の把握、検証に繋げる。
- 手順－5 経営自己診断表「様式2 経営管理レベル評価&改善検討表」を活用し、経営自己診断を行う。
- 手順－6 手順-2、-3、-4、-5の結果を踏まえて、様式1「8. 企業環境、SWOT分析」、「9. 当面の課題・問題と対策方針」を実施する。「10. 経営計画への重点反映項目」へ反映させ実践する。

手順-1～-5は経営者主導で年1回実施すると共に、半年ごとのマネジメントレビューで改訂、更新を行う。極力、経営管理の仕組みに入れる（規定化する）。

※経営自己診断表は下記アドレスからダウンロードできます。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/supportdesk/supportbook.html>



## 自社の経営を見直す

## ② キャッシュフロー分析

従来の貸借対照表（BS）や損益計算書（PL）中心の財務分析に加え、最近ではキャッシュ（現金相当物）の直接的な流れ（キャッシュフロー（CF）分析）を重要視するようになりました。

厳しい企業環境下での維持成長を図るためには、タイムラグがあり恣意的な要素が入り易いBSやPLを基に分析するだけでは、日々変化する経営実態にそぐわないケースがあると考えます。

キャッシュフロー分析をする際は、値を分析するだけでなく、各種パターンを理解し、当社の経営方針や経営活動に如何に反映するかを考え行動することが大事です。

## 8つのパターン

	営業CF	投資CF	財務CF	
1	+	+	+	営業活動の稼ぎに加え、設備等売却、資金調達と旺盛な資金確保を図って将来大規模な投資を計画。
2	+	+	-	堅調な業績に加え、設備等売却と借入金返済を行っており、財務体質強化を図っている。
3	+	-	+	営業活動の稼ぎと積極的な資金調達で設備投資を進めている。中期計画を戦略的に進めている優良企業である。
4	+	-	-	営業活動の稼ぎを借入金返済と設備投資に向けている。豊かなキャッシュを背景とした財務的にも優良企業である。
5	-	+	+	営業CFのマイナスを設備等資産売却と借入金に頼っている。問題企業に多いパターンである。
6	-	+	-	営業CFのマイナス分と借入金返済を資産売却でカバーしている。従来の資産蓄積の切り売りであり、今後が問題となる。
7	-	-	+	営業CFはマイナスであるが借入金で投資を行っている。投資内容に相当の将来性を見出している様だが、要確認。
8	-	-	-	営業CFマイナス、借入金返済をしながら設備投資を行っている。何時まで過去の現金蓄積で賄えるかが問題。

これはある企業の事例ですが、どう判断しますか。

間接法（※前期との差額）

千円

	AH25.3期	BH26.3期	C=A+B	コメント
当期利益	5,880	15,088	20,968	
減価償却費	25,915	22,241	48,156	
当座資産 ※	-11,435	560	-10,875	
棚卸資産 ※	-2,109	-2,661	-4,770	
流動負債 ※	2,521	16,866	19,387	
その他 ※	-16,358	-8,967	-25,325	
①営業キャッシュフロー	4,414	43,127	47,541	
設備等減価償却資産 ※	-2,706	-9,213	-11,919	
土地等固定資産 ※	0	-9,000	-9,000	
その他 ※	1,477	737	2,214	
②投資キャッシュフロー	-1,229	-17,476	-18,705	
短期借入金 ※	0	0	0	
長期借入金 ※	-11,860	25,200	13,340	
その他 ※	0	0	0	
③財務キャッシュフロー	-11,860	25,200	13,340	
④キャッシュフロー計	-8,675	50,851	42,176	

なお、算出要領は様式1「建設業財務分析用紙」を活用してください

### ③ 財務分析

財務三表は財務の基本となる財務諸表で、貸借対照表（BS）、損益計算書（PL）及びキャッシュフロー計算書（CF or CS）を指し、その関係は次のようになります。

貸借対照表

借方		貸方	
資産の部	流動資産	当座資産	流動負債
		棚卸資産	固定負債
	固定資産		資本金
	繰延資産		資本剰余金・利益剰余金など
			負債の部
			資本の部

損益計算書

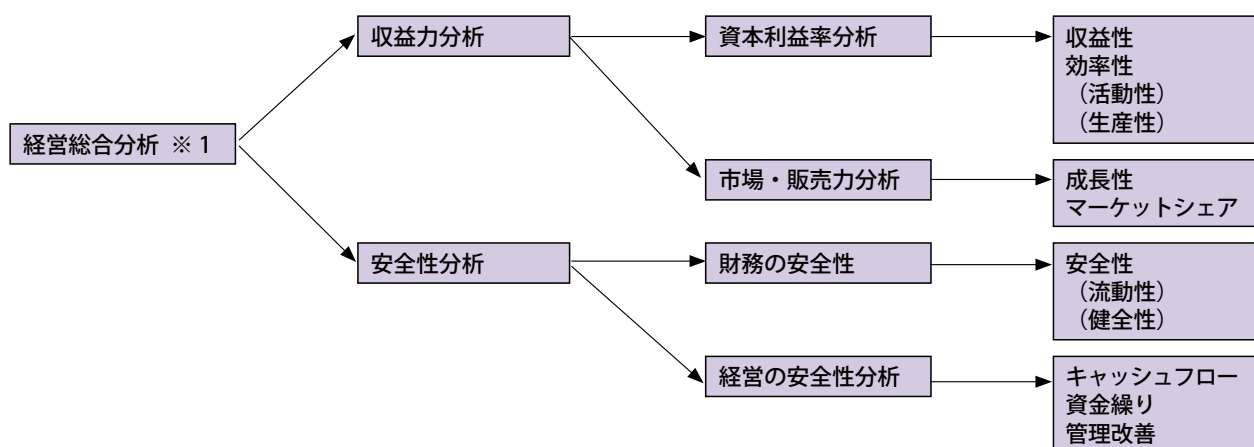
借方		貸方	
全ての費用	完成工事原価	完成工事高	全ての収益
	販売費及び一般管理費		
	営業外費用	営業外収益	
	特別損失		
	法人税、住民税、事業税		
	当期純利益	特別利益	
	費用・利益の合計	収益の合計	

キャッシュフロー計算書

①営業活動によるCF
②投資活動によるCF
③財務活動によるCF
④フリーCF=①+②
⑤CF計=①+②+③
⑥前期末キャッシュ
⑦今期末キャッシュ

・現金相当物の流れを示す

また、経営分析（財務分析）の体系は次のようになります。



※1 財務面から見た経営総合指標は「総資本経常利益率」で収益性と効率性を掛け合わせたものです。  
 総資本経常利益率＝売上高経常利益率（収益性）×総資本回転率（効率性）  
 更に安全性の各指標と合わせて、企業（財務）体質を評価することになります。

#### 財務分析に使用する主な指標

評価区分	主要財務指標	算出式	関連諸表
収益性	売上高営業利益率 ○	営業利益÷売上高	PL
	売上高一般管理費率 ○	販売費及び一般管理費÷売上高	PL
	売上高経常利益率 ○	経常利益÷売上高	PL
	総資本営業利益率 ○	営業利益÷総資本	PL、BS
	総資本経常利益率 ○	経常利益÷総資本	PL、BS
安全性 (健全性) (流動性)	自己資本比率 ○	自己資本÷総資産	BS
	流動比率 ○	流動資産÷流動負債	BS
	当座比率	当座資産÷流動負債	BS
	固定比率	固定資産÷純資産	BS
	固定長期適合率	固定資産÷(純資産+固定負債)	BS
	借入金月商倍率 ○	有利子負債÷月商	PL、BS
	ギアリング比率	有利子負債÷純資産	BS
	債務償還年数 ○	有利子負債÷(営業利益+減価償却費)	PL、BS
インタレストカバレッジレシオ	(営業利益+受取利息)÷支払利息	PL	
効率性 (活動性) (生産性)	総資本回転率 ○	売上高÷総資本	PL、BS
	棚卸資産回転率	売上高÷棚卸資産	PL、BS
	加工高(付加価値)比率	加工高÷売上高	PL
	労働分配率	総人件費÷加工高	PL
	1人当り売上高	売上高÷人員	PL
	1人当り加工高	加工高÷人員	PL
成長性	売上高成長率 ○	当期売上高÷前期売上高	PL
	営業利益成長率	当期営業利益÷前期営業利益	PL

○印の指標については次ページ以降で解説。

自社の経営を見直す

## (i) 収益性

### ● 売上高営業利益率

売上高に対する営業利益の比率。営業利益は、製品・商品の収益力及び販売・管理活動を総合的に勘案した指標です。

この率が高いほど、会社の営業活動での収益力が高いことを示しています。

[計算式] 営業利益 ÷ 売上高 × 100 (%)

[業界黒字企業平均] 2.7%

#### ポイント

- ・最も基本となる指標です。本業での利益が確保されているかを確認しましょう。

### ● 売上高一般管理費率

売上高に対する販売費及び一般管理費の比率。販売費及び一般管理費は、販売業務・管理業務にかかる費用です。

この率が低いほど、販売業務・管理業務での効率性が高いこととなります。

[計算式] 販売費及び一般管理費 ÷ 売上高 × 100 (%)

[業界黒字企業平均] 12.0%

#### ポイント

- ・売上高一般管理費率が増加している場合は、各項目別に分析し、何が原因であるかを確認しましょう。

### ● 売上高経常利益率

売上高に対する経常利益の比率。経常利益は、営業利益に受取利息配当金などの営業外収益を加え、支払利息等の営業外費用を引いたものです。

この率が高いほど、会社の通常の状態での、営業活動と財務活動を通しての経常的な収益力が高いことを示しています。

[計算式] 経常利益 ÷ 売上高 × 100 (%)

[業界黒字企業平均] 3.0%

#### ポイント

- ・売上高経常利益率が、経年比較、業界平均比較の結果、低い傾向にある場合、借入金の利子負担が増加している場合が多い傾向にあります。

## (ii) 安全性

### ● 自己資本比率

総資本に対する自己資本の比率。自己資本とは、株主から出資された資金及び企業が過去に獲得した利益のうち配当せず社内留保した部分から構成されるため、将来返済するという性質のものではありません。

この率が高いほど、企業が調達した総資本に占める自己資本の割合が高いことになり、倒産の可能性は低くなると考えられます。

[計算式] 自己資本 ÷ 総資本 × 100 (%)

[業界黒字企業平均] 41.6%

#### ポイント

- ・悪化の原因としては、借入金や買掛金など、負債の増加傾向が考えられます。増資、内部留保の増大、また調達した資金による負債の圧縮により改善を検討しましょう。

### ● 流動比率

流動負債に対する流動資産の比率。流動資産は、営業取引において取得した資産など1年以内に現金化される資産です。

この率が高いほど緊急の資金需要にも対応できる反面、流動比率が高すぎると資産が効率的に活用されていない可能性も考えられます。

[計算式] 流動資産 ÷ 流動負債 × 100 (%)

[業界黒字企業平均] 170.1%

#### ポイント

- ・流動比率を算出するにあたっては、棚卸資産（未成工事支出金）について、代金の回収が見込めないものなどを過大に計上していないかを確認しましょう。
- ・遊休固定資産を有する場合、売却等により現金化を図ることで、改善が可能です。
- ・増資等により、流動資産（現金、預金）を増加させることも検討しましょう。

自社の経営を見直す

### (iii) 効率性

#### ● 総資本回転率

総資本に対する売上高の比率。売上高は企業が事業に投資をした総資本を回収する手段であり、企業が総資本をどの程度効率的に活用しているのかを判断するものとなります。この率が高いほど総資本が効率的に活用されていることを示しています。

[計算式] 売上高 ÷ 総資本 (回)

[業界黒字企業平均] 1.2回

#### ポイント

- ・資本を増加させることが企業の目的ではなく、その資本を活用し、売上・利益を出すことが重要です（特に株主からは、この視点が重視されます）。

### (iv) 成長性

#### ● 売上高成長率

当期の売上高が前期に比べて、どのくらい伸びたかを示す指標。分析にあたっては、過去数年間の数値の変化に注目し、その推移により判断します。

[計算式]  $(\text{当期売上高} \div \text{前期売上高} - 1) \times 100 (\%)$

[業界黒字企業平均] 8.3% 増

#### ポイント

- ・まずは、完成工事高がどのように推移しているかをおおまかに確認しましょう。
- ・完成工事高が減少している場合は、それに比例して工事原価を減少させ、一定の利益が確保されているかなどを確認しましょう。
- ・売上高成長率はただ高くなれば良いというものではありません。増加に併せて売上高一般管理費率も増加するなど、規模の拡大に伴い効率性が失われる事態も生じうるため、バランスの取れた成長であるかをその他の指標で確認することも重要です。



## (vi) 借入金返済面等の分析

金融機関等からの借入金は金利支払いと共に元金の返済が不可欠であり、返済計画を策定し、実行することが必要となります。その際、少なくとも次の3点を重点管理してください。

### ● 借入金月商倍率

借入金（有利子負債）が月商の何ヶ月分かを示すもので、小さいほど返済負担が少なくなります。

一般的には 6.0ヶ月以上（年商の半分以上）は危険水域です。

[計算式] 有利子負債÷月商

[業界黒字企業平均] 2.4ヶ月

### ポイント

常に返済が必要な借入金の残高に留意し、目標値を超えない様に管理してください。

### ● 総資本営業利益率

収益性を示す指標ですが、低い場合は資産縮小を本格的に検討すべきです。

リスクを負って経営資源を総動員して活動している訳ですから、利回りが確保されている金融債の10倍程度の利益率を狙いたいものです。

[計算式] 営業利益÷総資本

[業界黒字企業平均] 3.4%

### ポイント

仮に貸借対照表の総資産を金融債にして、利回りを得るケースを上回る利益率が確保できないとすれば、経営の意義、経営者の質が問われると考えて、資産見直しも断行すべきです。

### ● 債務償還年数

借入金（有利子負債）を本業の稼ぎで何年かかって返済できるかを示すもので、小さいほど優良です。

一般的には 10.0年以下を目指しましょう。

[計算式] 有利子負債÷（営業利益+減価償却費）

### ポイント

借入金返済原資は基本的に本業の稼ぎ（営業利益+減価償却費）以外には無いことを理解してください。

実際の借入金返済原資は 当期利益+減価償却費 となります。

※業界黒字企業平均：TKC「TKC経営指標（平成25年度版）」（平成24年1月決算～12月決算）

## 自社の経営を見直す

## ④ 経営の自己診断

基本経営活動及び財務分析を通じて、経営管理レベルの評価と改善をするため、経営自己診断表「様式2 経営管理レベル評価&改善検討表」※（以下、様式2と記載）を作成しました。

定期的（半年毎）に経営幹部が共同で記入し、自社の自己診断を行い、原因究明と対策（改善）をしましょう。

様式2では評価項目を基本的な12の切り口に区分し、各々5項目について現状評価と半年後（1年後）の到達目標を設定すると共に、区分毎に課題・問題と改善方針・方策を表示し共有化することを目的とします。得られた結果については、改善活動計画に反映し、毎月の管理会議等で確認・フォロー・指導することになります。

なお、次ページの「自己診断チェックリスト」を使用することで、企業としての改善・改革点を抽出することができます。併せてご使用ください。

## ・経営自己診断表「様式2 経営管理レベル評価&amp;改善検討表」評価区分

1. 財務管理A	収益性	7. 物件管理A	物件営業、見積もり、VE提案
2. 財務管理B	安全性、健全性、流動性、資金管理	8. 物件管理B	進行管理、品質管理、原価管理
3. 財務管理C	効率性、流動性、生産性	9. 開発力、技術力	工法、計測、環境改善、新分野進出
4. 財務管理D	成長性	10. 調達能力、工事能力	生産管理、外注管理、購買管理、工事管理
5. 経営管理A	経営理念、経営戦略、企業価値	11. 人材	必要人材、資格、従業員満足（ES）
6. 経営管理B	経営計画、方針管理、ISO	12. 社会貢献	社会的責任（CSR）、顧客満足（CS）

各項目は5段階評価（採点）するので、300点満点（12×5×5=300）となる。

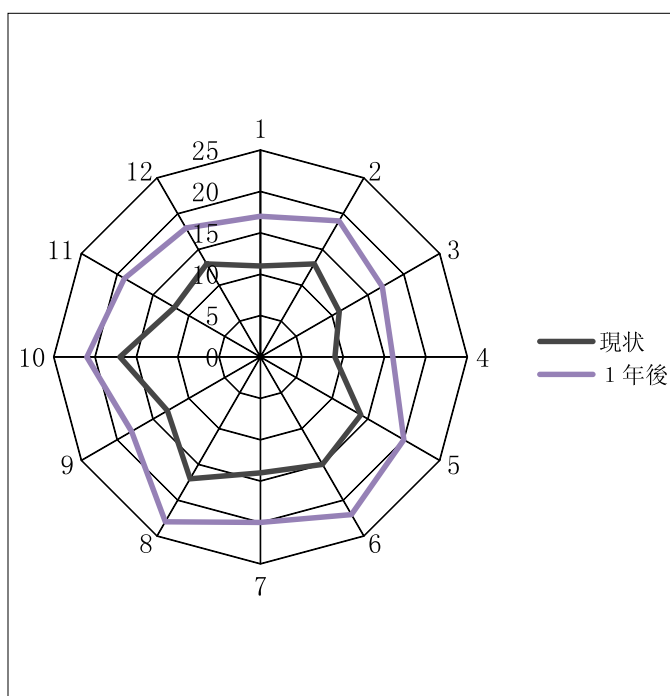
採点基準 5：非常に良い、4：良い、3：普通、2：やや劣る、1：劣る

メンバーの意見を集約して極力具体的・客観的に評価する

## サンプル

採点結果		
番号	現状	1年後
1	11	17
2	13	19
3	11	17
4	9	16
5	14	20
6	15	22
7	14	20
8	17	23
9	13	18
10	17	21
11	12	19
12	13	18
合計	159	230
平均	13.25	19.17
比率	53.00	76.67

300満点（12×5×5）



結果についてはレーダーチャートにまとめ、様式2「総合所見」を記入する。

## 自己診断チェックリスト

5段階評価 5：十分出来ている 3：ほぼ出来ている 1：出来ていない  
 緊急度 A：即改善 B：半年以内に改善 C：1年以内に改善

診断者：

チェック項目	5段階評価	問題点・改善着眼点	緊急度
①経営分析は時系列比較（傾向）と相対比較（同業他社比較）の両面から行いますが、定期的（半期・1年）に行っていますか。		より重要なのは時系列比較をすることです。利害関係者は両面で評価して企業の実力を診ています。	
②売上高は3期連続上昇基調ですか。環境に左右されるのが現実でしょうが、企業も生命体である以上、生き抜くには少なくとも現状維持が不可欠です。		厳しい環境ほど企業格差が顕在化します。自社を全力で維持する姿勢と努力を自己評価すべきです。事実、優良企業にはこの傾向が見られます。	
③営業利益は3期間上昇基調ですか。もしくは売上高営業利益率はどうですか。営業利益には企業の実力（市場評価）と体質が集約されています。		本業での稼ぎを現したものであり、売込む力と管理改善等の努力の度合いが解ります。厳しい結果でも、責任を外部に転嫁することなく自社の努力に反映させてください。	
④経常利益は3期間上昇基調ですか。もしくは売上高経常利益率はどうですか。経常利益には蓄積された企業の力と体質が集約されています。		特別な場合を除き営業外損失の支払利息・割引料に左右される傾向にあります。これは有利子負債に関連し金融債務管理を如何に徹底しているかの判断材料になります。	
⑤自己資本比率は40%以上を維持していますか。債務超過は信用を著しく低下させ、経営に支障をきたす場合があります。全力で改善していますか。		安全性では第一に自己資本比率を診ます。貸借対照表の資産は時価評価すれば相当目減りするの、10%以下では実質的債務超過と判断されるケースもあります。	
⑥流動比率は150%、当座比率は110%を維持していますか。支払能力を判断する目安で、低い場合は流動資産の精査が必要になります。		資産のうち現金預金以外は見かけ上の金額と考えて、流動負債返済に備えるべきです。そのため常日頃から在庫管理を始め売掛金管理、貸付金管理等に留意してください。	
⑦借入金月商倍率は2.0以下を維持していますか。また、改善傾向にありますか。戦略的・計画的な場合を除き、改善計画を策定し推進していますか。		借入金月商倍率が5.0以上となると資金管理上の問題が顕在化しやすいので留意してください。経常利益や売上高支払利息割引料率への影響が懸念されるので返済計画と連動した管理が必要です。	
⑧債務償還年数は6.0以内を維持していますか。有利子負債÷（営業利益+減価償却費）キャッシュフロー管理と併せて返済計画、資金計画を策定していますか。		企業維持成長には計画的投資が不可欠です。経営者の判断とリーダーシップの有無がわかる部分でもあるので中期経営計画に反映して、推進・確認・対策をする必要があります。	
⑨総資本回転率は1.3以上を維持していますか。資産を効率良く活用しているかを表す指標ですが、利益に偏重すると見逃すものです。資産の有効活用に如何に取り組んでいますか。		BSへの関心はPLに比較して低い場合が多いようですが、CF分析によりBSが無視出来なくなっています。全社員の意識を金額重視に変えて強靱な体質に転換させる必要があります。	
⑩拠り所となる経営計画が共有化され、その実効ある管理が実践されていますか。また、定期的（月）にPDCAサイクルを回す場があり、機能していますか。		プロセス重視は経営活動原則の一つです。環境変化等で計画通り進まないのは常ですが、それを理由に計画軽視はあり得ません。計画を迅速に改変しつつ実践し、差異分析&対策が肝要です。	
⑪特に建設業は個々の物件管理が重要です。各物件を計画通り進め、売上高、利益を確保します。物件管理の仕組みとシビアな運用がなされていますか。		営業、開発、工事等各部門が物件管理に関与しており、全社あげて計画通り推進することに尽きます。経営幹部には総括責任があり、具体的な運用をすることが必要です。	
⑫営業力及び工事能力の優劣が業績に係わることは当然ですが、ISO9001を取得している場合は、規定類が整備されレビューされていますか。		業務とは目今の物件を確実に「こなす」こととの考え方は普遍的ですが、如何に脱皮できるかが企業強化の分かれ道です。プロセス強化が即体質強化の一步との方針で進むべきです。	

## 自社の経営を見直す

## ⑤ 経営の維持向上：経営者、管理者の働き

これら述べてきた事項を計画し、実践する核となるのは経営幹部（経営者及び管理者）です。そこで経営幹部に求められる主な能力を確認し、自らのキャリア形成計画に織込んで精進、努力して企業強化の使命を果たすようにして下さい。

## 経営幹部行動チェックリスト

5段階評価 5：十分 3：普通 1：不十分

職位：

目標 現状：H26.7 現在、目標：1年後（H27.7 時点）

氏名：

緊急度 A：即実践、B：半年以内に実践、C：1年以内に実践

チェック項目	現状	目標	評価所見と具体的対策	緊急度
①中長期展望に立った経営計画策定の中心的役割を果たしていますか。 常日頃から企業を取り巻く環境と今後の予測等を行い、S W O T分析等を活用して方向性の検討、決定を行っていますか。				
②中期経営計画を年度経営計画（実行計画）に展開させ、各部門別の方針・目標・方策策定をさせていますか。 またその指導・支援を行っていますか。部門長はそれを理解して整合性が確保された実行計画を策定していますか。				
③活動計画書、管理グラフ、業務手順書等を整備し、部下に理解させ実行する様にしていますか。活動状況を都度把握し、P D C Aサイクルを回して成果・効果を確認していますか。 その為に的確な指導・支援を行っていますか。				
④業務を滞りなく進めるだけでなく、業務改善改革、仕組み改革等に努め、プロセス強化を図っていますか。その経緯や成果は業務要領等の規定類に反映していますか。 更に必要な啓蒙、教育訓練を行っていますか。				
⑤中期経営計画、年度経営計画との整合性をとりつつ、事業戦略、顧客戦略、商品戦略等を検討して具体的計画に反映していますか。 部門長は自らの責任範囲について評価する必要があります。				
⑥建設業にとって最重要の一つである個別物件管理にリーダーシップを発揮していますか。 その結果・成果についての責任は明確ですか。上長として効果的な指導、支援をしていますか。				
⑦複業化、新分野進出等将来を見据えた決断は経営幹部の責務ですが、関与していますか。 関与すべき範囲は企業として明確ですか。 本業の維持強化が前提となりますが、その関連を明確にして展開していますか。				
⑧経営革新、リストラクチャリング等を断行して企業の維持継続を図ることは重要課題です。 この為にアライアンス（企業連携）やコラボレーション等を検討していますか。情報収集を含めた社外交流を図っていますか。				
⑨顧客満足（C S）、従業員満足（E S）、社会貢献は経営の重要事項です。これらに主体的に関与していますか。計画を持っていますか。 特に人材育成、キャリアアップ、活性化に注力し、P D C Aサイクルを確実に回していますか。				
⑩建設業の体質強化改善に国、県、市等の支援制度が整備されています。例年これらの情報収集と的確な活用を行っていますか。 また公的な技術評価制度挑戦や知財戦略に計画的に取り組んでいますか。				

## 第3章 元請業者と下請業者の適正な契約に関する留意事項

### 1 トラブル回避のポイント

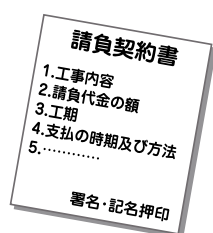
元請業者と下請業者の請負契約は、建設業法等関係法令に従い、次の点に注意し、トラブルを回避しましょう。

#### 建設工事の請負契約の内容

■建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。（建設業法第19条第1項）

- ①工事内容
- ②請負代金の額
- ③工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④前金払または出来高払の時期及び方法
- ⑤当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更または損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥天災その他の不可抗力による工期の変更または損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額または工事内容の変更
- ⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、または建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩注文者が工事の全部または一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫工事目的物の瑕疵担保責任または瑕疵担保責任に関する保証等の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭契約に関する紛争の解決方法

産廃処理費や建退共証紙の費用負担も明記しましょう。



注文者



両者の合意



請負業者

誠実に  
履行します



契約は必要事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして、相互に交付。



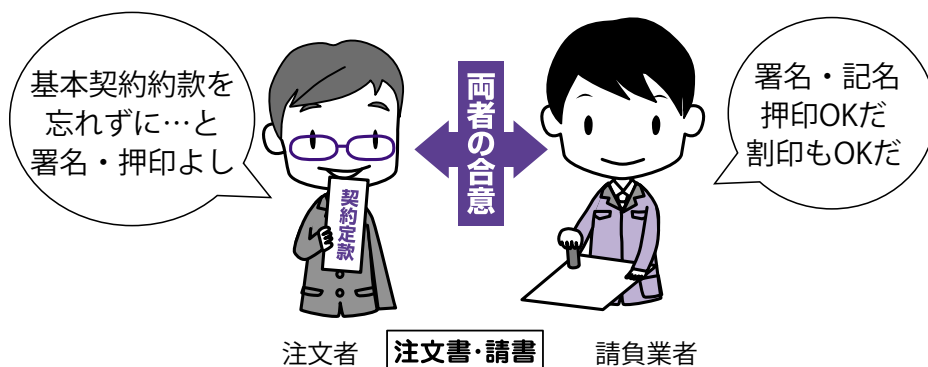
## 注文書、請書の場合

■当事者間で基本契約書を締結した上で、  
 具体的取引については注文書及び請書の  
 交換による場合(通達)

- ①基本契約書には、個別の注文書及び  
 請書に記載される事項を除き、前頁  
 ①～⑭（法第19条第1項各号）に掲  
 げる事項を記載し、当事者の署名又  
 は記名押印をして相互に交付してく  
 ださい。
- ②注文書及び請書には、前頁①～③（法  
 第19条第1項第1号から第3号）まで  
 に掲げる事項その他必要な事項を記  
 載してください。
- ③注文書及び請書には、それぞれ注文  
 書及び請書に記載されている事項以  
 外の事項については基本契約書の定  
 めによるべきことを明記してくださ  
 い。
- ④注文書には注文者が、請書には請負  
 業者がそれぞれ署名又は記名押印し  
 てください。

■注文書及び請書の交換のみによる場合  
 (通達)

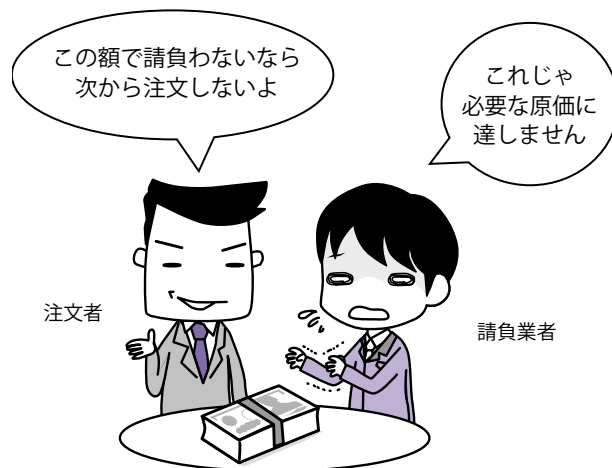
- ①注文書及び請書のそれぞれに、同内  
 容の基本契約約款を添付又は印刷し  
 てください。
- ②基本契約約款には、注文書及び請書  
 の個別的記載事項を除き、前頁①～  
 ⑭（法第19条第1項各号）に掲げる  
 事項を記載してください。
- ③注文書又は請書と基本契約約款が複  
 数枚に及ぶ場合には、割印を押して  
 ください。
- ④注文書及び請書の個別記載欄には、  
 前頁①～③（法第19条第1項第1号か  
 ら第3号）までに掲げる事項その他  
 必要な事項を記載してください。
- ⑤注文書及び請書の個別的記載欄に  
 は、それぞれの個別的記載欄に記載  
 されている事項以外の事項について  
 は基本契約約款の定めによるべきこ  
 とを明記してください。
- ⑥注文書には注文者が、請書には請負  
 業者がそれぞれ署名又は記名押印し  
 てください。



注文書にも請書にも、基本契約約款を添付。

### 不当に低い請負代金の禁止

- 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはいけません。(法第19条の3)



請負業者の保護と建設工事的確な施工のため、不当に低い請負代金での契約は禁止。

### 不当な使用資材等の購入強制の禁止

- 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負業者に購入させて、その利益を害してはいけません。(法第19条の4)



注文者が資材や機械器具、またその購入先を強制的に指定することは禁止。

### 下請負業者の意見の聴取

- 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請業者において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請業者の意見を聞かなければなりません。(法第24条の2)



元請業者は、工程や作業方法等を定めるときは、あらかじめ下請業者の意見を聞くこと。

## 下請代金の支払

- 下請契約における元請業者は、出来形払又は完成払を受けたときは、支払の対象となった工事を施工した下請契約における下請業者に、当該支払を受けた日から1ヵ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。(法第24条の3第1項)



元請業者は、注文者からの支払後1ヶ月以内に下請業者に下請代金を全額支払うこと。

## 検査及び引渡し

- 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。(法第24条の4第1項)
- 元請業者は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければなりません。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約が

されている場合には、この限りではありません。(法第24条の4第2項)



元請業者は、建設工事の完成通知を受けて20日以内に検査を完了し、下請業者から申し出があれば、直ちに引渡しを受けること。ただし、特約がある場合は20日以内で。

### 特定建設業者の下請代金の支払

- 特定建設業者である注文者は、受注者（特定建設業者及び資本金額が4,000万円以上の法人は除く。）に対し、引渡しの申出の日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。（法第24条の5第1項）
- 特定建設業者である注文者は、受注者（特定建設業者及び資本金額4,000万円以上の法人は除く。）に対し、下請代金の支払につき、その支払期日までに一般の金融機関の割引きを受けることが困難な手形を交付してはなりません。（法第24条の5第3項）
- 下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くしなければなりません。（通達）
- 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。（通達）
- 下請代金の支払に係る手形の手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間としなければなりません。（通達）



特定建設業者は、下請業者からの引渡申出日から50日以内に下請業者に下請代金を全額支払うこと。

## 2 当事者間で解決ができなくなった場合

当事者双方での話し合いによる解決が原則ですが、それで解決できない場合は、裁判の民事調停及び民事訴訟等を検討することになります。

なお、建設業法の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、国土交通省及び各都道府県に「建設工事紛争審査会」が設置されています。

### 建設工事紛争審査会

#### ◎ 審査会の目的

発注者（元請業者）が請負代金を支払ってくれないなど、建設工事の請負契約に関する紛争について、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき設置された公的機関です。

#### ◎ 紛争解決の方法

審査会の委員が、当事者双方の主張を聴き、原則として当事者双方から提出された証拠を基に紛争の解決を図ります。

#### ◎ 審査会の委員

建設工事に関する技術や法律・商習慣等の専門家として、弁護士、一級建築士などが委員となっており、公正・中立な立場に立って紛争の解決にあたります。

#### ◎ 手続の種類

「あっせん」「調停」及び「仲裁」の3種類があり、いずれの手続も原則非公開で行われます。

	あっせん	調 停	仲 裁
趣 旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す。		裁判所に代わって判断を下す。
担当委員	原則1名	3名	3名
審理回数	1～2回程度	3～5回程度	必要な回数
解決した場合の効力	民法上の和解としての効力 (別途公正証書を作成したり確定判決を得たりしないと強制執行ができない。)		裁判所の確定判決と同じような効力(執行決定を得て強制執行ができる。)
特 色	調停の手続を簡略にしたもので、技術的・法律的な争点が少ない場合に適する。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては、調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続で、一審制。仲裁判断の内容については裁判所でも争えない。
その他	—————		仲裁合意が必要

#### ◎ 問い合わせ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ 電話：076-225-1712 FAX：076-225-1714



## 第4章 建設業者の新分野進出事例集

過去に建設業サポートブックで紹介した新分野進出事例については、石川県土木部監理課のホームページで見ることができます。<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/supportdesk/supportbook.html> また、建設業者の先進的な取り組み事例の紹介については、建設業サポートデスクでも行なっています。(建設業サポートデスクのお問い合わせ先はP51をご確認ください。)

### 掲載企業一覧

番号	企業名	区分	概要	掲載ページ
1	(株)トーケン	製造業	発泡セラミックスを活用した環境緑化事業	32
2	(有)松風産業	農業	耕作放棄地を利用したわさび栽培	34
3	木野建設(株)	サービス業	河北潟遊休農地を利用した市民農園の運営	36
4	金剛建設(株)	農業	耕作放棄地を利用した農作物の栽培	38
5	(有)中出設備工業	製造業	もみ殻を加工した燃料等の製造	40
6	北菱電興(株)	農業	耕作放棄地を活用したいちご栽培	42
7	(株)サンテック	養鶏業	品質を重視した鶏肉・鶏卵の生産加工販売	44
8	(株)岸グリーンサービス	サービス業	旧事務所を活用した資格取得学校の経営	46
9	高藤建設工業(株)	農業	遊休地を利用した果樹栽培	47
10	(株)北陸グリーンサービス	製造業	廃材を利用した新製品の製造販売	48

## 発泡セラミックスを活用した環境緑化事業

### 【製造業】株式会社トーケン

#### 会社概要

代表者	代表取締役 根上 健正	所在地	小松市浮城町76-1
資本金	7,000万円	従業員数	78人（うち新分野9人）
直近決算売上高	7,341,659千円	連絡先	TEL 0761-21-8818

#### 進出事業の概要

当社は、グループ企業が製造過程で発生する廃棄物のバイオマスケイクと能登産珪藻土を使って開発した高性能の発泡セラミックス（商品名：グリーンビズ）を活用し、従来の屋上緑化システムが複数素材を必要とするところ、グリーンビズを基盤材に、多肉植物のセダムを活着、一体化させることにより、1枚で性能発揮ができる新商品（商品名：グリーンビズ-G）を開発しました。



本社屋上のサンプル施工例

これにより軽量化や運搬の省力化を実現し、また、給水設備不要の無灌水緑化システムによりローメンテナンスであることや、断熱性、耐火性に優れ、保水性、透水性が極めて高く、無機質・無害のリサイクル可能な素材であるなどの特徴を有する商品として、その生産と販売・施工を行う環境緑化事業に新規参入しました。



セダム屋上緑化施工例

## 進出事業の詳細

販売面では、当初より全国展開を想定し、東京事務所、大阪事務所を開設するとともに、生産面では石川県の建設業複業化支援プログラムを活用し、小松の圃場を5棟整備したほか、自社生産でカバーしきれない部分を千葉県、愛知県、石川県七尾市の業者や組合に生産を委託し、生産の管理と品質の維持に力を入れています。



使用前の発泡セラミックス



ハウス栽培の様子

また、壁面緑化やインターロッキングブロックなどの発泡セラミックスを用いた商品開発や販売も行ってきましたが、今後の拡販に向けては、販売・施工の委託協力店の開拓も課題となっています。

取り組みの成果として、平成23年には、第13回国土技術開発賞・地域貢献技術賞受賞するなど、各種表彰や評価を受けることにより、当社の認知度も上がるとともに、こうした取り組みが企業イメージの向上に大きく貢献したことから、当社の経営面、特に本業の建設業に良い影響・効果をもたらし、業績アップにつながりました。



太陽光とグリーンビズ-Gの展示



## 耕作放棄地を利用したわさび栽培

## 【農業】 有限会社松風産業

## 会社概要

代表者	取締役社長 風 一	所在地	白山市白峰イ136-1
資本金	1,000万円	従業員数	4人（うち新分野1人）
直近決算売上高	92,274千円	連絡先	TEL 076-259-2262

## 進出事業の概要

白山麓は清涼な気候と、きれいな雪解け水に恵まれ、昔からわさび栽培が行われてきましたが、過疎化や高齢化の進む当地では不耕作の田畑が増え、美しい山村の風景から活力が失われつつあります。この美しいわさび田と石積みが続く山村風景を守り育てるために農業参入しました。

耕作放棄地と遊休地を利用し、わさび田の再整備には、本業である建設業の技術や重機を活用しました。

じっくりと2年半から3年間かけて育成した「風のわさび」は、地元の旅館や料亭などから、香りが高く味がしっかりしていると高い評価を頂いています。



今年出荷予定のわさび田



栽培施設内のわさび田

## 進出事業の詳細

商品には、石清水だけで、無農薬・無化学肥料で栽培した新鮮な生わさびを使用し、地元の酒・醤油などの調味料にも人工的な添加物は一切使用していません。

栽培したわさびは、生わさびとして販売するだけでなく、わさび漬けや、わさびドレッシングを自社で加工するなど、より付加価値を高めて販売しています。



わさび漬け

加工品の材料には、わさびの茎や規格外品・小根を利用して、加工・販売を行うことにより、無駄のない経営を目指しています。

主な販売先は、地元の宿泊施設、JAなどの産直施設や道の駅、個人商店などとなっていますが、さらに販路の拡大を図っているところです。

また地元には昔からある品種も試験的に栽培しており、粘りが強く香りが良い、さらに品質の高いわさびづくりを行っています。

今後も耕作放棄されたわさび田の再整備・植付けを行い、耕地面積の拡大を図っていきたいと考えています。





## 河北潟遊休農地を利用した市民農園の運営

### 【サービス業】木野建設株式会社

#### 会社概要

代表者	代表取締役 木野市一	所在地	金沢市才田町は58
資本金	2,000万円	従業員数	8人（うち新分野3人）
直近決算売上高	232,560千円	連絡先	TEL 076-258-5131

#### 進出事業の概要

河北潟の遊休農地と使用されていない作業所を活用して、市民農園の「さん菜園河北潟」の運営を行い、平成25年4月より農地の貸し出しを実施しています。（1区画60㎡、利用料金15,000円／年）

敷地の造成・区画割り、水道設備の配置には本業である建設業の経験を活用しました。

区画の利用率は全150区画のうち約4分の1と徐々に増えていますが、より利用率を高めるため、ホームページを開設し、新聞の折り込みチラシを入れるなど、商工会にも相談しながら広報・宣伝活動にも取り組んでいます。



さん菜園河北潟の看板



五郎島金時の植え付け

## 進出事業の詳細

子育てにやさしい企業プレミアムパスポート事業の協賛店に加盟しており、また、農園には除草剤等を使用していないため、食の安全を考える子育て世代や、シニア世代の時間を有効活用できる方など、幅広い世代にご利用いただいています。

また、定期的に利用者向けの農業指導講習会も開催しています。



幼稚園児の水やり



充実した用具

旧作業所は休憩所として自由に使っていただけるようにトイレ等を整備しています。

また、初心者にもご利用いただけるように、用具の無料貸出しや肥料の販売も行っています。

空き区画を埋めるため、今後も広報・宣伝活動に取り組んでいきます。

また、空き区画が埋まれば、遊休農地を利用して区画を増やしていきたいと考えています。



農業指導の講習会

## 耕作放棄地を利用した農作物の栽培

## 【農業】金剛建設株式会社

## 会社概要

代表者	代表取締役 福島 幸子	所在地	金沢市近岡町834
資本金	5,630万円	従業員数	26人（うち新分野7人）
直近決算売上高	907,947千円	連絡先	TEL 076-239-4959

## 進出事業の概要

食の安全が取り上げられるようになり、少しでも地域社会に寄与したいと考え、建設業の複業化として平成21年に農業に参入しました。

新鮮かつ安全・安心な野菜をより多くの人へ提供するため、土づくりから始めようと考え、平成23年に穴水町で耕作放棄地だった農地を取得し、平成24年には13haまで耕作面積を確保し、JGAP認証も取得しました。

農場整備と灌水の整備には本業の経験を活かし、キャベツ、かぼちゃ、にんにく、しいたけ、野沢菜、いちじくなどの栽培を行っています。



キャベツ農場



キャベツの収穫作業



## 進出事業の詳細

野菜の栽培には、天候・害虫・雑草対策など知識と経験が不足していたことから、愛知県より講師を呼びました。

作物の病気などのリスクも大きく、利益構造においても難しい面があることが分かりました。

また自社で食品廃棄物をリサイクルした液肥を製造し、循環型農業による環境へ配慮した長期的な計画による利益の確保を目標として事業を行っています。



加工品として販売している『能沢菜』



いちじくの収穫作業

収穫した野菜は、自社工場で加工し、外食チェーンや給食センターへの販売を行うほか、穴水の『能沢菜』や赤土キャベツなど、地域ブランドとしての販売も行っています。

これらのブランド化した野菜の販売と発信により、地域社会へ貢献できればと考えています。



原木しいたけの栽培

## もみ殻を加工した燃料等の製造

## 【製造業】 有限会社中出設備工業

## 会社概要

代表者	代表取締役 中出正昭	所在地	七尾市矢田町3-78-1
資本金	1,000万円	従業員数	6人（うち新分野1人）
直近決算売上高	101,290千円	連絡先	TEL 0767-53-0276

## 進出事業の概要

地元で処分に困っているもみ殻を原料に、薪の代用となる成形燃料棒「モミガライト」の製造・販売を行っています。

この製品の特徴としては、火力が強く、高圧縮されているため燃焼時間も1～2時間と長く、薪と違い乾燥させる必要もありません。

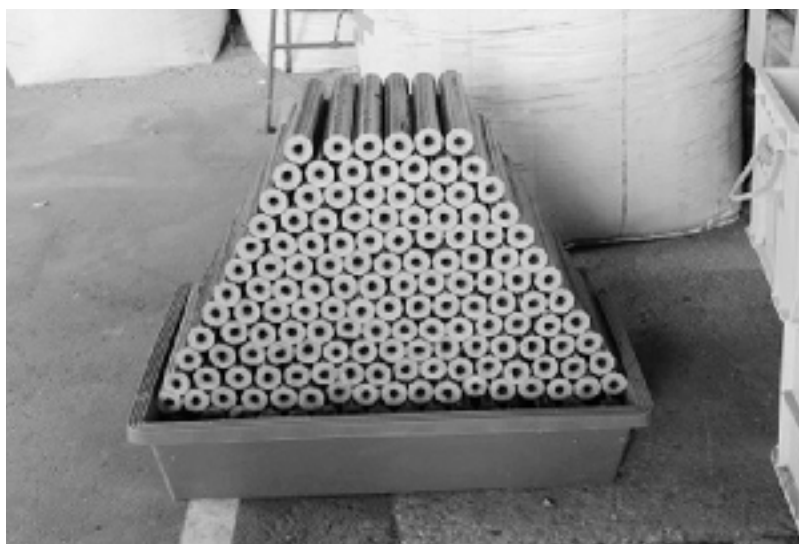
また、薪ストーブでの利用が多く、一度に大量に購入される方もいます。

社内に環境部門を設け、本業の空いた時間にも製造を行っています。事業を採算ベースに乗せるため、さらに販路の拡大を図りたいと考えています。

平成25年からホームページのリニューアルと広告チラシの配布を行っているほか、地元でのバーベキューの際には炭の代わりに使用するなど実演活動もを行っています。



工場内の様子



袋詰め前のモミガライト



## 進出事業の詳細

モミガライトは長期間の保管が可能のため、緊急時・災害時の備蓄燃料として着火剤などとセットでの販売も行う予定としています。

この商品はもみ殻100%のため、灰は田畑に戻せば良質な土壌改良材にもなります。

これからも商品の販売を通じて地域の環境に対する関心に貢献できればと考えています。



モミガライトの製造

## セット商品の「いるかん」



## 耕作放棄地を活用したいちご栽培

## 【農業】北菱電興株式会社

## 会社概要

代表者	代表取締役 小倉 一郎	所在地	金沢市古府3-12
資本金	10,000万円	従業員数	290人（うち新分野4人）
直近決算売上高	18,142,892千円	連絡先	TEL 076-269-8522

## 進出事業の概要

建設業界の低調推移の中、新規事業として平成25年より太陽光発電所の建設に取り組んでいましたが、取得用地に余地が多く、また高台平地であることから、用地の有効活用と自然エネルギーの融合の可能性を考え、ハウス営農での農業参入を決めました。

農業は未経験だったため、地元での経験者を募りましたが、「指導は良いが専任従事はできない。」との反応が多かったことから、社員数人を県外の専門業者へ派遣して、教育を受けさせ、また定期的に指導を受けることで技術の習得に努めました。

販路については、当初の相談相手が卸売の方だったため、自社で開拓する必要はありませんでしたが、その後、地元のスーパーやケーキ店などからも問い合わせをいただきました。



3棟のビニルハウス



出荷用のいちご「のとひかりっ娘」

## 進出事業の詳細

空調システム・コントロールシステムなどの自社の機品や技術を導入し、エコエネルギーによる栽培技術の確立と低コスト及び高品質生産の農業を目指しています。



ビニルハウス内の様子



実ったいちご

進出の成果としては、異分野参入に伴う企業イメージの向上や社内における新規事業への取組機運が高まったことなどがあげられます。

今後はさらにハウスを増棟し、様々な果物・野菜づくりに取り組んでいきたいと考えています。



温度や二酸化炭素濃度などの管理

## 品質を重視した鶏肉・鶏卵の生産加工販売

### 【養鶏業】株式会社サンテック

#### 会社概要

代表者	代表取締役 林 義雄	所在地	鳳珠郡能登町字布浦コ-21-1
資本金	2,000万円	従業員数	30人（うち新分野3人）
直近決算売上高	320,769千円	連絡先	TEL 0768-72-2121

#### 進出事業の概要

経営の安定を図るため、複業化への取組を考えた際に、県内には「地鶏」の生産者がいなかったことから、新分野への取り組みとして進出を決めました。

鶏舎の建設には、自社の建設技術と本業で空いた余剰人員を活用しました。

育成方法にこだわることで、良質な「能登地鶏」として地域ブランドを確立し、ターゲットを都市部の高級志向の消費者とすることで、能登の自然や安全安心をアピールできる付加価値の高い製品の開発を行いました。

商品の開発や販路の開拓には、石川県産業創出支援機構の支援を受けました。



鶏舎の概観



採卵作業



## 進出事業の詳細

当初は、販売数が予想できず、多くのロスが出てしまったこともありましたが、今では生産調整することもできるようになりました。

味にこだわった商品として、地元直売所や百貨店などでも販売しており、イベントに参加して出店なども行っています。



青いたまご



商品『能登地どりカレー』

加工品としては『能登地鶏カレー』、『能登地鶏カステラ』などを販売していますが、今後は、こだわりの鶏肉・鶏卵を使用した製品開発により、さらなる販路拡大を図っていきたいと考えています。



商品『能登地どりカステラ』



## 旧事務所を活用した資格取得学校の経営

### 【サービス業】株式会社岸グリーンサービス

#### 会社概要

代表者	代表取締役 岸 省 三	所在地	加賀市新保町カ33
資本金	4,800万円	従業員数	91人（うち新分野4人）
直近決算売上高	1,525,660千円	連絡先	TEL 0761-74-8188

#### 進出事業の概要

建設業を営むうえで土木・造園の資格取得は必須となっていますが、試験の合格率は平成18年から低くなっています。

一方、通常の仕事が終わってから通うにも、近隣には資格取得学校がなかったことから、自社で学校経営することを思い立ち、事務所を改築して、備品なども調達し、平成25年に、社員だけで試験運用を開始しました。

また今年から、スタッフも雇い、本格的な運営に取り組んでいますが、最近では、社内の意識改革や社員教育の場としても活用されています。



資格取得のパフレット



学習室

チラシやDMなどで生徒数も少しずつ増えてきましたが、今後はさらに生徒数を増やして資格取得者を増やしていきたいと考えています。

## 遊休地を利用した果樹栽培

### 【農業】高藤建設工業株式会社

#### 会社概要

代表者	代表取締役 高藤 一 男	所在地	小松市戸津町ヨ29-3
資本金	3,000万円	従業員数	19人（うち新分野3人）
直近決算売上高	418,236千円	連絡先	TEL 0761-65-3388

#### 進出事業の概要

平成22年より、地域の果樹振興に寄与したいとの思いから、建設業複業化支援プログラムを利用し、いちじくと栗の栽培による農業参入を決めました。

植樹には小松市の新たな果樹産地育成事業による助成もあり、また栽培にあたっては、JAや南加賀農林総合事務所の営農指導を受けるなどしています。

いちじくは、平成24年の秋には道の駅こまつに初出荷し、平成25年も小粒でしたが出荷することができました。

今後、ノウハウを身につけてから規模を拡大し、栗なども出荷していきたいと考えています。



いちじくの収穫



いちじくの販売

## 廃材を利用した新製品の製造販売

### 【製造業】株式会社北陸グリーンサービス

#### 会社概要

代表者	代表取締役 松平博之	所在地	金沢市南四十万3-39-2
資本金	3,000万円	従業員数	7人（うち新分野2人）
直近決算売上高	106,716千円	連絡先	TEL 076-296-8118

#### 進出事業の概要

高齢化などにより地域で竹林の管理ができなくなってきており、竹資源の活用を図るため、平成24年より複業化を始めました。

しいたけ農家で廃棄されたホダ木と竹チップなどをあわせた昆虫マットは、いしかわ昆虫館などでも高評価をいただいています。



昆虫マット



紙で出来た布製品

今後は、竹炭を使った製品や、和紙で作った竹酢液を定着させた抗菌・消臭の効果の高い布製品などの販売を予定しています。



濃縮した竹酢液

## 第5章 メニュー別支援施策集

相 談	(1) 建設業サポートデスク	50
	(2) 農業参入サポートデスク	52
	(3) 農業機械施設整備支援事業（企業参入型）	53
	(7) 農業人材マッチング推進事業	57
	(8) いしかわ耕稼塾運営事業	58
	(10) 地産地消サポートデスク	60
	(13) 建設業複業化支援プログラム	63
	(14) 企業ドック制度	64
	(20) いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業	71
	(21) 中小企業地域資源活用プログラム	72
融 資	(26) いしかわ里山創成ファンド事業	75
	(27) 介護保険制度の事業者指定（居宅サービス）に関する相談	76
	(28) 認可外保育施設の開設に関する相談	76
	(29) 障害福祉サービス等の事業者指定に関する相談	77
	(4) 経営体育成支援事業	54
	(5) 農業近代化資金	55
	(6) 経営体育成強化資金	56
	(11) 林業・木材産業改善資金	61
	(12) あすなる塾運営事業	62
	(13) 建設業複業化支援プログラム	63
助 成	(15) 経営革新等支援融資（経営革新支援分・格差対策分）	65
	(16) 地域商工業活性化融資（一般分）	66
	(17) 事業転換支援融資（一般分・格差対策分）	67
	(18) 経営安定支援融資（一般分、再生支援分、緊急経営安定支援分）	68
	(19) 経営安定支援融資（資金繰り支援分）	70
	(21) 中小企業地域資源活用プログラム	72
	(22) 石川県環境保全資金融資制度	73
	(23) 石川県地球温暖化対策支援融資制度	73
	(24) 石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度	74
	(30) 石川県バリアフリー施設整備促進融資制度	78
そ の 他	(4) 経営体育成支援事業	54
	(9) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	59
	(13) 建設業複業化支援プログラム	63
	(20) いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業	71
	(21) 中小企業地域資源活用プログラム	72
	(26) いしかわ里山創成ファンド事業	75
そ の 他	(1) 建設業サポートデスク	50
	(2) 農業参入サポートデスク	52
	(3) 農業機械施設整備支援事業（企業参入型）	53
	(7) 農業人材マッチング推進事業	57
	(8) いしかわ耕稼塾運営事業	58
	(10) 地産地消サポートデスク	60
	(12) あすなる塾運営事業	62
	(20) いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業	71
	(21) 中小企業地域資源活用プログラム	72
	(25) 石川県エコ・リサイクル製品認定制度	74
(26) いしかわ里山創成ファンド事業	75	

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (1) 建設業サポートデスク

建設業者にとって相談しやすい土木部の相談窓口です。

- 建設業の抱える課題に対して、ワンストップで相談に応じます。(総合相談窓口)
- 石川県内の建設関連企業で創出された新技術(工法、材料、製品)を認定し、公共工事へ積極的に活用します。(石川県建設新技術認定・活用制度)

### 総合相談窓口

#### ●対象となる方

県内建設業者

#### ●支援内容

##### ◎建設業の各種相談

- ・建設業者の先進的な取り組み事例や県の支援制度などの紹介
- ・建設業者が支援制度を活用することとなった場合の当該機関への斡旋
- ・元請下請間のトラブル解決のためのアドバイス及び関係機関の紹介

##### ◎専門家の派遣

- ・石川県建設業アドバイザー(経営コンサルタントなどの専門家)派遣による経営相談(経営診断・経営計画の策定等)
- ・より身近で手軽に専門家と相談できる「経営相談会」の開催など

#### ●利用方法

- ・P51の「問い合わせ先」までご連絡ください。
- ※簡単な質問や窓口に出向く時間がとれない方は、Eメールでの相談も受付けています。
- メールアドレス：kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp



## 石川県建設新技術認定・活用制度

### ●対象となる方

県内の建設関連企業のうち

- (1)本社または新技術の開発、生産に係る施設が石川県内にある企業
- (2)共同開発のために設立した団体で(1)に該当する企業が実質的な開発者として参画しているもの

※新技術とは、県内の建設関連企業が新たに開発、改良した土木・建築等の工法、材料、製品等で、石川県の標準積算基準書等に記載されている既存技術と比較して優位性があるものをいう

### ●支援内容

◎申請された新技術を、産学官で構成される石川県建設新技術評価委員会で評価した上で、以下のような支援を行います。

- ・認定された新技術を公共工事で積極的に活用
- ・技術的課題の解決への指導・助言
- ・（公財）石川県産業創出支援機構（ISICO）と連携した販路開拓等の助言
- ・試験施工の現場提供
- ・新技術の内容を県のホームページで公開

### ●募集期間

随時

### ●利用方法

下記の問い合わせ先までご連絡ください。

#### ■問い合わせ先

##### ○建設業サポートデスク(総合相談窓口)

- |             |                  |                  |
|-------------|------------------|------------------|
| ・石川県土木部監理課  | TEL：076-225-1712 | FAX：076-225-1714 |
| ・南加賀土木総合事務所 | TEL：0761-21-3333 | FAX：0761-21-7080 |
| ・石川土木総合事務所  | TEL：076-272-1188 | FAX：076-272-1870 |
| ・県央土木総合事務所  | TEL：076-241-8201 | FAX：076-244-0915 |
| ・中能登土木総合事務所 | TEL：0767-52-5100 | FAX：0767-52-5104 |
| ・奥能登土木総合事務所 | TEL：0768-22-0567 | FAX：0768-22-2144 |

##### ○石川県建設新技術認定・活用制度について

石川県土木部監理課技術管理室	TEL：076-225-1787	FAX：076-225-1788
----------------	------------------	------------------

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (2) 農業参入サポートデスク

農業参入に関するワンストップ相談窓口として、制度や手続き等の説明、各種相談活動を行い、受け入れる市町・集落と企業とのマッチングを行います。

●**対象となる方** 一般企業（建設企業を含む）

●**支援内容**

◎**農業参入の各種相談**

農業分野への参入を検討している企業のお手伝いをしています。

[例]

- ◎農地を借り入れるための制度や手続き
- ◎企業の受け入れを希望している市町の情報
- ◎ビジネスプランや営農計画の考え方、作り方
- ◎栽培技術の習得などの課題解決に向けた相談を受付

●**実施期間**

随時

●**利用方法**

- (1)下記の問い合わせ先までご連絡ください。
- (2)面談による相談を希望の場合は、事前にご連絡ください。

### ■問い合わせ先

- 農業参入サポートデスク TEL：076-225-1613 FAX：076-225-1618  
(石川県農林水産部農業政策課内)
- ・南加賀農林総合事務所 企画調整室 TEL：0761-23-1707 FAX：0761-23-1207
- ・石川農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-276-0528 FAX：076-276-2745
- ・県央農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-204-2100 FAX：076-268-9014
- ・中能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0767-52-2583 FAX：0767-52-3151
- ・奥能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0768-26-2320 FAX：0768-26-2331
- 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL：076-225-7621 FAX：076-225-7622

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

### (3) 農業機械施設整備支援事業(企業参入型)

農業参入する企業に対し、営農に必要な機械・施設の整備に要する経費を助成します。

#### ●対象となる方

一般企業（建設企業を含む）

#### ●支援内容

##### ◎農業参入の初期投資の軽減

農業（農業参入計画書に記載された作物の栽培等）参入に必要な機械・施設の整備に要する経費を助成。

[例]

生産管理用機械（トラクター、田植機、コンバイン等）、土壌改良・地力増進用機械（トレンチャー、マニユアスプレッダー）、農機具格納庫、簡易ビニールハウス等

##### ◎事業実施主体

農業参入の翌年度から起算し、3年以内の企業

##### ◎補助率

県：1/3以内、市町：応分の負担

##### ◎その他

3年以内に離農または事業を著しく縮小した場合、補助金を返還

#### ●募集期間

支援を希望する年度の前年度の11月末まで

#### ●利用方法

(1)最寄りの市町、農林総合事務所（P52参照）にご相談ください。

(2)また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じています。

#### ■問い合わせ先

○農業参入サポートデスク  
（石川県農林水産部農業政策課内）

TEL：076-225-1613 FAX：076-225-1618

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (4) 経営体育成支援事業

就農や規模拡大、経営の多角化など経営改善のために必要な農業機械や共同利用施設への助成を市町が作成する計画（経営体育成支援計画書）で一括して支援します。

### ●対象となる方

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

### ●支援内容

#### ◎一般型(融資主体型補助)

融資を受けて農業用機械施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について、最大で取得価格の3/10を上限に補助金を交付。(耐用年数がおおむね5年以上20年以下、中古は2年以上)

#### 助成対象

- (1) 農産物の生産、加工、流通、販売等農業経営の改善に必要な機械や施設
- (2) 農地等の改良、造成又は復旧

#### ◎条件不利地域型

条件不利地域において経営の規模拡大や複合化・多角化等に必要となる共同利用機械等の整備を支援（事業費が50万円以上で、かつ、耐用年数がおおむね5年以上20年以下、中古農業用機械は2年以上）国：1/2以内（4,000万円上限）

### ●募集期間

支援を希望する年度の前年度の11月末まで

### ●利用方法

- (1)最寄りの市町にご相談ください。
- (2)また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じています。

### ■問い合わせ先

○農業参入サポートデスク  
(石川県農林水産部農業政策課内)

TEL：076-225-1613 FAX：076-225-1618

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (5) 農業近代化資金

農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を取扱融資機関（農協・銀行・信用金庫）から、低利で借り受ける農業制度資金です。

### ●対象となる方

農業へ参入しようとする建設業を含んだ一般企業で、(1) 農業経営開始後決算期を2期終えておらず、(2) 5年以内に認定農業者（※）になる計画を有すること。 ※認定農業者：市町による農業経営改善計画の認定を受けた者

### ●支援内容

#### ◎融資機関

農協、銀行、信用金庫 等

#### ◎資金使途

営農活動に必要な設備・施設の取得、施設等の改良、長期運転資金 等

#### ◎貸付限度額、融資率

1億5千万円、80%

#### ◎貸付利率

1.00%（H26.4.1 現在）

#### ◎償還期限

原則15年以内（うち据置原則3年以内）

### ●募集期間

随時

### ●利用方法

- (1)最寄りの市町、農林総合事務所（P52 参照）にご相談ください。
- (2)また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じています。

### ■問い合わせ先

○最寄りの農協等取扱融資機関

○石川県農林水産部農業政策課 団体指導グループ

TEL：076-225-1615

FAX：076-225-1634



分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (6) 経営体育成強化資金

農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を日本政策金融公庫から、低利で借り受ける農業制度資金です。

### ●対象となる方

農業へ参入しようとする建設業を含んだ一般企業で、(1) 農業経営開始後決算期を2期終えておらず、(2) 5年以内に認定農業者（※）になる計画を有すること。 ※認定農業者：市町による農業経営改善計画の認定を受けた者

### ●支援内容

#### ◎融資機関

日本政策金融公庫

農協、信連、銀行、信用金庫等でも取り扱います。

#### ◎資金使途

営農活動に必要な設備・施設の取得、施設等の改良、農地の取得、長期運転資金 等

◎貸付限度額、融資率 1億5千万円、80%

◎貸付利率 1.00% (H26.4.1 現在)

◎償還期限 25年以内（うち据置原則3年以内）

### ●募集期間 随時

### ●利用方法

(1)最寄りの市町、農林総合事務所（P52 参照）にご相談ください。

(2)また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じています。

#### ■問い合わせ先

○日本政策金融公庫金沢支店

（農林水産事業）

農業食品課（石川県担当）

TEL：076-263-6472

○最寄りの農協等取扱融資機関

○石川県農林水産部農業政策課 団体指導グループ

TEL：076-225-1615

FAX：076-225-1634

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (7) 農業人材マッチング推進事業

農業者の育成だけでなく多様な人材が農業に参画し、県民全体が応援するという農業が発展する仕組みづくりを推進するため、農業人材に関するワンストップ窓口を設置し、幅広い農業人材の確保・育成に努めます。

### ●対象となる方

農業者、農業を始めようとする者、農業を支える者、農業を応援する者

### ●支援内容

- 農業に関して幅広く、誰もが気軽に相談できる総合窓口の設置
  - ◎農業人材の育成に関するあらゆる相談の受付と初期的なサポート
  - ◎農地、住居、遊休施設等の各種情報の収集とデータベース化
- コーディネーターによる就農準備から定着までの一貫したサポート
  - ◎就農希望者と受入地域・農家とのマッチング
  - ◎法人就業希望者と雇用を希望する法人とのマッチング
  - ◎法人や産地のスムーズな経営継承に向けたコーディネート

### ●募集期間

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9：00～17：45

### ●利用方法

下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### ■問い合わせ先

公益財団法人いしかわ農業総合支援機構

TEL：076-225-7621

FAX：076-225-7622

URL：<http://www.inz.or.jp/>

E-mail：[info@inz.or.jp](mailto:info@inz.or.jp)

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (8) いしかわ耕稼塾運営事業

プロ農業者から農業の応援団まで幅広い人材の養成を行う「いしかわ耕稼塾」において、目指す農業のタイプや段階に応じたコースを設置し、意欲にあふれた優秀な本県農業の担い手や理解者を育成します。

### ●対象となる方

農業者、農業を始めようとする者、農業参入を希望する企業、農業を体験したい者、農業に興味のある者・関連企業

### ●支援内容

#### ◎プロ農業者の育成

- ◎次代を担う若手農業者を優れた企業経営者に育成する「経営革新スキルアップコース」の設置
- ◎企業的経営を支える幹部社員の能力向上を図る「企画管理力向上セミナー」の実施
- ◎6次産業化に必要な流通販売の現状や、契約取引の知識やノウハウについて体系的に学ぶ「6次産業化研修」の実施

#### ◎新規就農者の育成

- ◎就農を希望する者や雇用直後の従業員が農業に必要な基礎知識・技術を習得する「予科」「本科」「実践科」の設置
- ◎自立就農を希望し、基礎知識・技術を習得した者がより実践的に、自ら計画を立てて取り組む「専科」の設置

#### ◎農業への理解の促進

- ◎一連の農作業の体験を行う「農業学ぼうコース」の実施
- ◎農業について理解を深める「開放セミナー」「駅前アカデミー」等の実施

- 募集期間** 予科、本科、専科については例年11月頃に募集（予定）、その他の講座等はその都度募集（ホームページに掲載）

- 利用方法** 下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### ■問い合わせ先

公益財団法人いしかわ農業総合支援機構

TEL：076-225-7621

FAX：076-225-7622

URL：http://www.inz.or.jp/

E-mail：info@inz.or.jp

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (9) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取り組みを総合的に支援します。

### ●対象となる方

農業を営む個人、法人（農業生産法人、農業参入法人等）等

### ●支援内容

#### ●再生利用活動

荒れている農地をいきかえらせる取り組みを支援

◎再生作業（障害物除去、深耕、整地等及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等））

・定額支援又は重機を用いて行う等の場合…5万円/10a

（中心経営体に集約化…6万円/10a）又は1/2等

・土づくり（2年目：必要な場合のみ）… 2.5万円/10a

◎営農定着 … 2.5万円/10a

◎経営展開（経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売等）… 定額

#### ●施設等補完整備

再生農地での営農に必要な農業用機械の導入・施設の整備を支援

◎用排水施設、農業用機械・施設等の整備 … 1/2等

◎小規模基盤整備 … 2.5万円/10a

### ●募集期間 随時

### ●利用方法

(1)最寄りの市町、農林総合事務所（P52参照）にご相談ください。

(2)また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じています。

### ■問い合わせ先

公益財団法人いしかわ農業総合支援機構

TEL：076-225-7621

FAX：076-225-7622

URL：http://www.inz.or.jp/

E-mail：info@inz.or.jp



分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (10) 地産地消サポートデスク

生産者や流通・販売業者からの地産地消に関する各種相談をワンストップで受け付ける窓口を設置し、供給者側と需要者側とのマッチングを行います。

### ●対象となる方

生産者及び需要者（小売業者や加工業者等）

### ●支援内容

#### ◎地産地消の取り組みに係る相談の総合受付

生産者・需要者等からの、県産食材に関する相談の総合受付

#### ◎生産者と需要者のマッチングの推進

需要者からの相談に対する生産者の紹介や、生産者と需要者が商談する「受注懇談会」の参加案内等によるマッチングの推進

#### ◎生産者の出荷情報及び需要者ニーズ等の収集、提供

生産者ごとに供給可能な地域食材を紹介

### ●募集期間

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9：00～17：00

### ●利用方法

下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### ■問い合わせ先

石川県農林水産部生産流通課 企画普及グループ

TEL：076-225-1622

FAX：076-225-1624

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (11) 林業・木材産業改善資金

林業・木材産業へ参入しようとする企業等が、林業・木材産業に取り組むにあたり必要な資金を無利子で借り受ける制度資金です。

●**対象となる方** 林業及び木材産業に属する事業を営む者（新規参入を含む。）

### ●支援内容

#### ・対象

林業及び木材産業に属する事業を営む者で①または②の要件を充たす者

- ①資本金若しくは出資の総額が1,000万円以下
- ②常時使用する従業員の数が100人以下（林業を営む者及び木材製造業を営む者にあつては300人以下）

#### ・資金使途

- ①新たな林業部門及び木材産業部門の経営の開始
- ②林産物の新たな生産方式及び販売方式の導入
- ③林業労働に係る安全衛生施設の導入 等

・**貸付限度額** 3,000万円（木材産業に係る改善措置の場合は1億円）

・**連帯保証人** 要（貸付金額によって人数が異なる）

・**貸付利率** 無利子

・**償還期限** 原則10年以内（うち据置期間3年以内）

●**募集期間** 随時

●**その他** 個人や団体の場合は貸付要件が異なります。

### ●利用方法

- (1)最寄りの農林総合事務所（P52参照）にご相談ください。
- (2)また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じています。

### ■問い合わせ先

石川県農林水産部森林管理課 県産材利用促進グループ  
TEL：076-225-1643 FAX：076-225-1645

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (12) あすなる塾運営事業

林業に従事される方や建設業以外の分野からの参画を目指す意欲ある担い手に対して、技能訓練、安全講習などの技術や資格取得を支援します。

●**対象となる方** 林業事業体就業者、林業への参画を希望する企業就業者等

### ●支援内容

#### ●講義・視察

- ①森林施業の体系と間伐作業
- ②高性能林業機械と路網開設
- ③木材利用と木材流通
- ④現場視察 等

#### ●技能訓練

県内の実際の作業現場で行う以下の内容

- ①林地で行う立木の伐採・造林
- ②林業機械を利用した材の集材・運材・搬出
- ③森林作業道の作設 等

#### ●安全講習

普通救命救急、刈り払い機取扱作業者に対する安全教育、伐木等の業務に関する特別教育、車両系建設機械運転技能講習、玉掛け技能講習、小型移動クレーン運転技能研修等

### ●募集期間

H26年度の募集は3月3日～6月28日（定員に達し次第締切）

### ●利用方法

下記の問い合わせ先までご連絡ください。

#### ■問い合わせ先

（公財）石川県林業労働対策基金

TEL：076-237-0121

FAX：076-237-6004

石川県農林水産部森林管理課 県産材利用促進グループ

TEL：076-225-1643

FAX：076-225-1645

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (13) 建設業複業化支援プログラム

新分野進出に取り組む中小建設事業者を対象に、専門家による新分野進出経営計画の策定支援に加え、県の承認を受けた計画に対しては、各種支援を実施します。

### ●対象となる方

新分野進出に取り組む県内中小建設事業者（建設業の許可が必要）

### ●支援内容

◎新分野進出に取り組む県内中小建設事業者を対象に、新分野進出に係る課題解決に向けた専門家派遣に加え、県の承認を受けた計画に対して、下記の支援を実施

- (1)初期投資等に対する助成（補助率1/2、補助上限額500万円）
- (2)県制度融資の金利優遇（▲0.3%）
- (3)入札参加資格審査に係る主観点数の付与
- (4)販路拡大経費に対する助成（補助率1/2、補助上限額150万円）

※(4)は既に新分野進出経営計画の承認を受けた企業が対象

### ●募集期間

例年4月～5月頃

### ●利用方法

下記へお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

支援機関名	電話番号	支援機関名	電話番号
金沢商工会議所	076-263-1151	珠洲商工会議所	0768-82-1115
小松商工会議所	0761-21-3121	白山商工会議所	076-276-3811
七尾商工会議所	0767-54-8888	石川県商工会連合会	076-268-7300
輪島商工会議所	0768-22-7777	石川県中小企業団体中央会	076-267-7711
加賀商工会議所	0761-73-0001	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244

石川県商工労働部経営支援課 経営支援グループ

TEL：076-225-1525 FAX：076-225-1523

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/index.html>



分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (14) 企業ドック制度

企業経営を取り巻く環境が変化する中、自社の置かれている経営環境等を正しく認識し、経営内容が健全なうちに、早め早めに、将来に向けた的確な対策や戦略を立案しようとする中小企業に対して、外部専門家の派遣を通じて支援します。

### ●対象となる方

早め早めに、将来に向けた的確な対策や戦略を立案しようとする中小企業

### ●支援内容

#### ◎課題に応じた専門家（中小企業診断士、経営コンサルタント等）の派遣

- (1) 企業の課題、問題意識等を問診
- (2) 問診に基づく分析（企業の現状、取り巻く外部環境）
- (3) 将来に向けた的確な対策や戦略策定についてのアドバイス

[例]

- ・現場改善によるコストの削減
- ・マーケティング戦略の策定
- ・地域資源を活用した商品開発

### ●利用方法

下記へお問い合わせください。

#### ■問い合わせ先

支援機関名	電話番号	支援機関名	電話番号
金沢商工会議所	076-263-1151	珠洲商工会議所	0768-82-1115
小松商工会議所	0761-21-3121	白山商工会議所	076-276-3811
七尾商工会議所	0767-54-8888	石川県商工会連合会	076-268-7300
輪島商工会議所	0768-22-7777	石川県中小企業団体中央会	076-267-7711
加賀商工会議所	0761-73-0001	(公財) 石川県産業創出支援機構	076-267-1244

石川県商工労働部経営支援課 経営支援グループ

TEL：076-225-1525 FAX：076-225-1523

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/index.html>

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (15) 経営革新等支援融資（経営革新支援分・格差対策分）

知事等の承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新をする方に対する低利の融資制度です。

### ●対象となる方

法律の規定に基づき、経営革新計画を作成し知事又は経済産業大臣の承認を受けた者

### ●支援内容

- (1) 限度額 2億円（運転資金は5,000万円まで）
- (2) 期間 設備15年以内（据置3年以内）  
運転7年以内（据置1年以内）
- (3) 利率 1.60%以内（付保の場合1.20%以内）  
ただし期間10年超の場合は変動金利1.75%以内  
（付保の場合1.35%以内）  
※金利は平成26年4月1日現在
- (4) 担保 金融機関所定の扱い
- (5) 保証協会の保証 任意（保証料率は0.60%）

※ 格差対策分については、経営支援課金融グループにお問い合わせください。

### ●募集期間

通年

### ●利用方法

経営革新計画の承認書を添えて下記取扱金融機関に融資申込してください。

〔取扱金融機関〕

商工組合中央金庫、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会

### ■問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ  
TEL：076-225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (16) 地域商工業活性化融資（一般分）

設備投資をする方に対する低利の融資制度です。

### ●対象となる方

工場、店舗、福利厚生施設、駐車場等の新增設等や機械設備、店舗設備等の導入を行う者

### ●支援内容

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 限度額     | 5,000万円（特認2億円）   |
| (2) 期間      | 15年以内（据置2年以内）  |
| (3) 利率      | 1.80%以内（付保の場合1.40%以内）<br>ただし期間10年超の場合は変動金利1.95%以内<br>（付保の場合1.55%以内）<br>※金利は平成26年4月1日現在 |
| (4) 担保      | 金融機関所定の扱い  |
| (5) 保証協会の保証 | 任意(保証料率は0.41～1.43%)  |

※建設業者が異業種に関する設備投資を行う場合、事業実績が1年以上無い場合は、地域商工業活性化融資は利用できません。（事業転換支援融資で対応します。）

### ●募集期間

通年

### ●利用方法

商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関（P65参照）に融資申込してください。

### ■問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ  
TEL：076-225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (17) 事業転換支援融資（一般分・格差対策分）

新たに違う業種に進出する方（事業転換・多角化）に対する低利の融資制度です。

### ●対象となる方

3年以上同一の事業を行っている方で、

- (1) 中小企業再生・事業転換支援プログラムの対象者で、現在行っている事業を廃止し、他業種へ事業転換を行う者
- (2) 他業種に属する事業を開始し、新たに開始する事業の売上高が、5年以内に全売上高の20%以上を占めることが見込まれる者

### ●支援内容

- (1) 限度額 5,000万円（特認2億円）
- (2) 期間 設備15年以内（据置3年以内）  
運転7年以内（据置1年以内）
- (3) 利率 1.60%以内（付保の場合1.20%以内）  
ただし期間10年超の場合は変動金利1.75%以内  
（付保の場合1.35%以内）  
※金利は平成26年4月1日現在
- (4) 担保 金融機関所定の扱い
- (5) 保証協会の保証 任意(保証料率は0.41～1.43%) ※格差対策分については、経営支援課金融グループにお問い合わせください。

### ●募集期間

通年

### ●利用方法

商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は（公財）石川県産業創出支援機構の認定書を添えて取扱金融機関（P65参照）に融資申込してください。

### ■問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ  
TEL：076-225-1522



分野別	農林業	製造・販売業	環境・リサイクル	介護・福祉
ステップ	着想・発端	調査・計画	事業実施	定着・拡大
メニュー	相談	融資	助成	その他

## (18) 経営安定支援融資（一般分、再生支援分、緊急経営安定支援分）

売上高が減少している方等に対する運転資金の低利の融資制度です。

### ● 融資条件

#### ● 一般分

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 融資対象    | ①から④のいずれかの要件を充たす者<br>①売上減少率が最近3カ月前年同期比10%以上<br>②売上減少率が最近6カ月前年同期比5%以上<br>③前期事業年度で税引後欠損金<br>④今期事業年度で税引前欠損金見込 |
| (2) 限度額     | 8,000万円  |
| (3) 期間      | 7年以内（据置2年以内）   |
| (4) 利率      | 1.60%以内（付保の場合1.15%以内、セーフティネット保証利用の場合1.10%以内）※金利は平成26年4月1日現在  |
| (5) 担保      | 金融機関所定の扱い  |
| (6) 保証協会の保証 | 任意（保証料率は0.13～1.19% セーフティネット保証②⑤利用の場合0.50%）   |

#### ● 再生支援分

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 融資対象    | 商工調停士又は中小企業再生支援協議会の支援チームの指導を受けている者                 |
| (2) 限度額     | 8,000万円  |
| (3) 期間      | 7年以内（据置2年以内） 実情に応じ10年以内（据置2年以内）                    |
| (4) 利率      | 1.20%以内。ただし期間が7年超の場合変動金利1.40%以内<br>※金利は平成26年4月1日現在 |
| (5) 担保      | 原則として無担保   |
| (6) 保証協会の保証 | 必須（保証料率は0.33～1.35%）                                |

● 緊急経営安定支援分（平成27年3月31日まで）

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 融資対象    | ①から②のいずれかの要件を充たす者  |
|             | ①最近3カ月間の売上高が前年同期に比して3%以上減少している者  |
|             | ②売上原価の20%以上を占める原油・原材料の最近1カ月間の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できない状況にある者 |
| (2) 限度額     | 8,000万円  |
| (3) 期間      | 7年以内（据置2年以内）   |
| (4) 利率      | 1.30%以内（付保の場合1.00%以内）<br>※金利は平成26年4月1日現在                                       |
| (5) 担保      | 金融機関所定の扱い  |
| (6) 保証協会の保証 | 任意（保証料率は0.13～1.19%。セーフティネット保証②⑤利用の場合0.50%）                                     |

● 募集期間

通年

● 利用方法

商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関（P65参照）に融資申込。ただし、再生支援分については、商工会議所、石川県商工会連合会又は（公財）石川県産業創出支援機構の推薦書を添えて取扱金融機関（P65参照）に融資申込してください。

■ 問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ  
TEL：076-225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (19) 経営安定支援融資（資金繰り支援分）

保証協会の保証付き融資の借り換えをされる方に対する低利の融資制度です。

### ●対象となる方

売上減少等により経営の安定に支障を生じており、県制度金融又は県制度金融以外の金融機関の融資の保証付既往債務の借換等により資金繰りの改善を図る者で、経営安定関連保証を利用可能な者（経営安定関連保証に係る市町長の認定書を有している者）

### ●融資条件

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 限度額     | 8,000万円（特認2億8千万円）   |
| (2) 期間      | 7年以内（据置1年以内） 実情に応じ10年以内（据置1年以内）   |
| (3) 利率      | 1.85%以内<br>ただし期間7年超の場合は変動金利1.95%以内（セーフティネット保証⑦⑧利用の場合2.05%以内）<br>※金利は平成26年4月1日現在 |
| (4) 担保      | 保証協会所定の扱い   |
| (5) 保証協会の保証 | 必須（セーフティネット保証①～⑥利用の場合0.80%、⑦⑧利用の場合0.70%）  |

### ●募集期間

通年

### ●利用方法

商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関（P65参照）に融資申込してください。

### ■問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ  
TEL：076-225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (20) いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業

産業化資源を活かした新商品・新サービスの開発と販路開拓を支援します。また、農業者と商工業者の連携による新たな商品・サービスの開発、異業種からの農業参入といった農商工連携の取組に対しても支援します。

### ●対象となる方

- (1)産業化資源（※）を活用して新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者、または中小企業者らによるグループ
  - （※）石川県では、農林水産物、伝統的工芸品、観光資源など 294 件の地域資源が指定されています。その他、指定されている産業化資源以外でも、一定の要件を満たす石川県特有のノウハウ・技術も対象とすることができます。
- (2)農業者と商工業者の連携による新たな商品・サービスの開発、または異業種からの農業参入に取り組む企業者

### ●支援内容

#### ◎産業化資源を活用した取り組みに対する支援

- ◎中小企業等による、産業化資源を活用した新商品・新サービスの開発と販路開拓を支援します。
- ◎団体や組合、グループによる事業化に向けての勉強会や、共同しての事業展開も支援します。

#### ◎農商工連携事業の支援

- ◎農林水産業者と商工業者との連携による新商品の開発と販路開拓を支援します。
- ◎異業種からの農業参入を支援します。

### ●募集期間 例年4月～6月頃

### ●利用方法

- (1)石川県産業創出支援機構HPから申請様式をダウンロードし、応募してください。
- (2)各支援内容の詳細については、HPをご参照ください。

HP：<http://www.isico.or.jp/isico/fund/shienmen>

### ■問い合わせ先

県：石川県商工労働部産業政策課 TEL：076-225-1512 FAX：076-225-1514  
競争力強化推進グループ

公益財団法人石川県産業創出支援機構 TEL：076-267-5551 FAX：076-268-1322  
(ISICO) 地域振興部

分野別	農林業	製造・販売業	環境・リサイクル	介護・福祉
ステップ	着想・発端	調査・計画	事業実施	定着・拡大
メニュー	相談	融資	助成	その他

## (21) 中小企業地域資源活用プログラム

産業化資源を活用して新商品や新サービスを開発する中小企業者に対して、補助金・低利融資などにより総合的な支援を行います。

### ●対象となる方

産業化資源(※)を活用して新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者等 (※)  
石川県では、農林水産物、伝統的工芸品、観光資源など 294 件の産業化資源が指定されています。

### ●支援内容

#### ●補助金（地域産業資源活用支援事業）

試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。

◎期間：3年以上5年以内、上限：3,000万円、補助率2/3以内

#### ●政府系金融機関による低利融資

設備資金や長期運転資金について低利に融資される制度があります。

#### ●信用保証の特例

保証協会の保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

#### ●その他

この他、「専門家によるアドバイス」、「商談会・アンテナショップ等に対する優先的出展」、「食品流通構造改善促進機構による債務保証」、「中小企業投資育成株式会社の特例」などの支援もあります。以上の支援を受けるには、「地域産業資源活用事業計画」の認定が必要です。

### ●募集期間 地域産業資源活用事業計画は、随時認定（年3回程度）

### ●利用方法 下記のいずれかにご連絡・ご相談ください。

#### ■問い合わせ先

国：独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL：076-223-5855 FAX：076-223-5762  
北陸本部 連携支援課

県：石川県商工労働部産業政策課 TEL：076-225-1512 FAX：076-225-1514  
競争力強化推進グループ

公益財団法人石川県産業創出支援機構 TEL：076-267-5551 FAX：076-268-1322  
(ISICO) 地域振興部



分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## ■問い合わせ先

石川県環境部環境政策課企画管理グループ  
TEL：076-225-1463 FAX：076-225-1466

**(22) 石川県環境保全資金融資制度**

公害防止施設の整備やリサイクル施設の整備等、環境保全のための施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。

## ●対象となる方

1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体

## ●支援内容

## ●融資対象事業

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| (1)公害防止施設等の整備事業       | (2)産業廃棄物の処理施設の整備事業  |
| (3)循環型社会づくりのための施設整備事業 | (4)地球環境保全のための施設整備事業 |
| (5)ISO14001の導入事業      |                     |

## ●融資条件

- |            |                                  |            |                |
|------------|----------------------------------|------------|----------------|
| (1)融資限度額   | 5,000万円（一部の事業、知事が特に必要と認めた場合は1億円） | (3)償還期間    | 10年以内（据置期間はなし） |
| (2)融資利率    | 1.60%（H26.4.1現在）                 | (4)信用協会の保証 | 取扱金融機関所定の扱い    |
| (4)信用協会の保証 | 取扱金融機関所定の扱い                      | (5)担保、保証人  | 取扱金融機関所定の扱い    |

## ●募集期間 随時

## ●利用方法

- (1)申請書、必要書類を上記問い合わせ先まで提出してください。
- (2)県で審査の上、基準に適合すると認めた場合は証明書を交付します。
- (3)環境保全資金借入申込書に上記証明書を添付し、取扱金融機関（P65参照）へ申込みしてください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## ■問い合わせ先

石川県環境部環境政策課企画管理グループ  
TEL：076-225-1463 FAX：076-225-1466

**(23) 石川県地球温暖化対策支援融資制度**

省エネ設備の導入など中小企業者が取り組む地球温暖化対策に必要な設備投資に対する融資です。

## ●対象となる方

1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納のない中小企業者及びその団体であり、かつ環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21、いしかわ事業者版環境ISO）のうちいずれか一つを取得していること

## ●支援内容

## ●融資対象事業

- |  |                  |
|--|------------------|
| (1)自然エネルギー導入施設の整備                          | (2)エネルギー効率化施設の整備 |
| (3)施設の省エネルギー改修事業                           | (4)屋上・壁面等の緑化事業   |
| (5)その他、地球温暖化防止に貢献する施設整備事業（営業車輛への低公害車の導入など） |                  |

## ●融資条件

- |           |               |            |                  |
|-----------|---------------|------------|------------------|
| (1)融資限度額  | 5,000万円       | (2)融資利率    | 1.60%（H26.4.1現在） |
| (3)償還期間   | 10年以内（据置2年以内） | (4)信用協会の保証 | 取扱金融機関所定の扱い      |
| (5)担保、保証人 | 取扱金融機関所定の扱い   |            |                  |

## ●募集期間 随時

## ●利用方法

- (1)申請書、必要書類を上記問い合わせ先まで提出してください。
- (2)県で審査の上、基準に適合すると認めた場合は証明書を交付します。
- (3)地球温暖化対策支援資金借入申込書に上記証明書を添付し、取扱金融機関（P65参照）へ申込みしてください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## ■問い合わせ先

石川県環境部環境政策課審査グループ

TEL：076-225-1472 FAX：076-225-1473

**(24) 石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度**

産業廃棄物処理施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。

## ●対象となる方

1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体

## ●支援内容

## ●融資対象事業

(1)最終処分場…規模に関わらずすべてのものが対象

(2)焼却施設…一定規模以上のもののみ対象

## ●融資条件

(1)融資限度額 ①最終処分場…5億円 ②焼却施設…1億円

(2)融資利率 1.60% (H26.4.1 現在)

(3)償還期間 10年以内 (うち据置2年以内)

(4)信用協会の保証 取扱金融機関所定の扱い (5)担保、保証人 取扱金融機関所定の扱い

## ●募集期間 随時

## ●利用方法

(1)申請書、必要書類を上記問い合わせ先まで提出してください。

(2)県で審査の上、基準に適合すると認められた場合は証明書を交付します。

(3)産業廃棄物処理施設整備資金融資借入申込書に上記認定書を添付し、取扱金融機関 (P65参照) へ提出してください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## ■問い合わせ先

石川県環境部廃棄物対策課循環型社会推進グループ

TEL：076-225-1471 FAX：076-225-1473

**(25) 石川県エコ・リサイクル製品認定制度**

県内のリサイクル産業の育成、リサイクル製品の利用促進を図るために、県内で製造された再生品のうち、一定の基準を満たすものを「石川県エコ・リサイクル認定製品」として、積極的な利用とPRをしています。

## ●対象となる方

石川県内で発生する再生資源 (廃棄物等) を利用し、県内で製造加工され、販売されているリサイクル製品

## ●支援内容

●県が行う工事や事務用品等を発注する際、品質等が新品と同等であれば、認定製品の利用が可能な場合にはこれを優先的に利用します。

●市町へは、県と同様に認定製品を優先的に利用するように要請しています。

## ●募集期間 年1回

## ●利用方法

認定申請をご希望の方は、上記問い合わせ先までご連絡ください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (26) いしかわり山創成ファンド事業

里山里海の資源を活用した生業（なりわい）の創出や里山里海地域の振興に係る事業を支援します。

### ●対象となる方

- (A) 農林水産事業者、企業（個人事業者含む）、NPO等
- (B) 里山里海地域に居住する住民が主体となる団体等

### ●支援内容

#### ◎里山里海の資源を活用した生業（なりわい）創出の支援（A）

- ◎地域に埋もれている農林水産物などの地域資源の発掘から商品試作にいたる里山里海の振興に向けたモデル的な取り組みを支援します。

#### ◎住民自ら行う里山資源を活かしたイベント等への支援（B）

- ◎里山保全に向けた住民意識の向上、合意形成が図られてきた地域において、里山の利用保全活動の更なるステップアップを目指し、住民自らが地域ぐるみで実施するイベント等の開催に対し支援します。

#### ◎里山の資源を活用した循環モデルの創出の支援（A）

- ◎里山里海の生態系保全や物質・エネルギー等の循環に関し、地域が一体となった取組の実践による地域振興を促進するため、企画案を公募し、優れた企画をモデル事業として選定、助成します。

#### ◎里山里海景観の保全・創出の支援（B）

- ◎地域住民が建物の色や形態の保全、地域の特徴的な土地利用、植生など集落全体の面的な景観に配慮した景観創出に向けた取り組みを支援します。

### ●募集期間 例年5月～6月頃の予定

### ●利用方法

- (1)石川県農林水産部里山振興室HP から申請様式をダウンロードし、応募してください。
- (2)各支援内容の詳細については、HPをご参照ください。

HP：<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/fund/index.html>

### ■問い合わせ先

いしかわり山づくり推進協議会（石川県農林水産部里山振興室）

TEL：076-225-1648

FAX：076-225-1618

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (27) 介護保険制度の事業者指定（居宅サービス）に関する相談

介護サービス事業では、多種多様な法人の参入を認めています。介護サービス事業を実施するために必要な介護保険法上の各基準についての情報提供と実際に事業を始められる方には事前相談を受け付けています。

●**対象となる方** 介護サービス事業を実施しようとする建設企業（法人）

### ●支援内容

◎建設企業への情報提供

介護サービス事業のうち営利法人が参入可能な事業を紹介、事業者として指定を受けるために必要な基準の情報提供

◎指定申請に関する相談

事業を始めるに当たり、事業者として指定を受けるために必要な基準等について事前相談の実施

◎建物等設備基準、職員配置基準、運営基準

◎事前に電話でご連絡いただければ、担当職員が対応します。

●**募集期間** 随時

●**利用方法** 事前に来庁日時を下記問い合わせ先に電話でご連絡願います。

■**問い合わせ先** 石川県健康福祉部長寿社会課 在宅サービスグループ

TEL：076-225-1417 FAX：076-225-1418

金沢市内で介護サービス事業を実施予定の場合は、金沢市介護保険課（TEL：076-220-2264）までお問い合わせください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (28) 認可外保育施設の開設に関する相談

認可外保育施設を開設する際の設置基準や、設置届出の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

### ●対象となる方

保育を目的とする施設を開設しようとする企業（NPO 法人、個人等を含む）

### ●支援内容

◎開設希望者への情報提供

認可外保育施設を開設するにあたっての情報提供

◎開設に向けての相談

認可外保育施設を開設する際の留意事項や必要な基準等について事前相談の実施

◎保育室等の構造設備及び面積基準、保育に従事する者の数及び資格、保育内容等

◎事前に電話でご連絡いただければ、担当職員が対応します。

●**募集期間** 随時

●**利用方法** 下記問い合わせ先までお電話ください。

■**問い合わせ先** 石川県健康福祉部少子化対策監室 子育て支援担当 保育グループ

TEL：076-225-1421 FAX：076-225-1423

金沢市内で認可外保育施設を設置予定の場合は、金沢市こども福祉課（TEL：076-220-2299）までお問い合わせください

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (29) 障害福祉サービス等の事業者指定に関する相談

障害者に対する介護や就労の場を提供する障害福祉サービス事業を実施する際の職員の配置基準や、指定申請の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

### ●対象となる方

障害福祉サービス事業等の指定申請希望者

### ●支援内容

#### ◎情報提供

障害福祉サービスの種類、内容や、事業者として指定を受けるために必要な基準の情報提供

#### ◎指定申請に関する相談

事業を始めるにあたり、事業者として指定を受けるための手続きや必要書類の相談

◎施設設備の基準、職員配置基準、運営基準を確認できる書類

◎事前に電話でご連絡いただければ、担当職員が対応します。

#### ◎施設・設備整備に関する相談

事業を始めるにあたり、事業所の整備に関する助成の相談

### ●募集期間

随時

### ●利用方法

下記問い合わせ先までお電話ください。

### ■問い合わせ先

石川県健康福祉部障害保健福祉課企画推進グループ

TEL：076-225-1428

FAX：076-225-1429

金沢市内で障害福祉サービス事業所を開設予定の場合は、  
金沢市障害福祉課（TEL：076-220-2291）までお問い合わせください。



分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

## (30) 石川県バリアフリー施設整備促進融資制度

公益的施設のバリアフリー化を推進するため、民間事業者がバリアフリー条例に基づいて施設の整備を行う場合、整備に必要な資金を融資します。

### ●対象となる方

県内の民間事業者が公益的施設について、整備基準を遵守し又は整備基準に適合させるために行う新築等及び改修整備事業

### ●支援内容

融資対象（公益的施設の整備を行う民間事業者）		融資限度額	融資利率	融資期間
新築等	整備基準を遵守して行う整備（増改築などを含みます）	3,000万円 （ただし、工事費の20%以内）	年1.0%	10年以内
改修	整備基準に適合させるために一体的に行う整備（スロープ・昇降機・車いす対応トイレの設置など）	1,000万円	（平成26年） 4月現在	（うち据置） 3年以内

### ●募集期間

随時

### ●利用方法

- (1)申請書等に必要事項を記入し、下記問い合わせ先へ郵送もしくは持参により提出ください。
- (2)整備基準の適合などについて県の認定を受けた後、取扱金融機関（P65参照）へ借り入れの申込を行い、融資審査を経ることが必要です。
- (3)融資審査の内容、担保、保証人、信用保証の付保などは、取扱金融機関所定の扱いによります。別途金融機関にご相談下さい。
- (4)県への認定申請は工事着手前に行う必要があります。

### ■問い合わせ先

石川県健康福祉部厚生政策課地域福祉グループ

TEL：076-225-1419

FAX：076-225-1409

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/bariafree-yuusi.html>

## 第6章 各種連絡先

### 【各種連絡先】

区 分	機 関 名	電話番号
建設業 サポートデスク	石川県土木部監理課	076-225-1712
	石川県南加賀土木総合事務所	0761-21-3333
	石川県石川土木総合事務所	076-272-1188
	石川県県央土木総合事務所	076-241-8201
	石川県中能登土木総合事務所	0767-52-5100
	石川県奥能登土木総合事務所	0768-22-0567
建設業関連	石川県土木部監理課技術管理室	076-225-1787
	国土交通省北陸地方整備局	025-370-6571
	一般財団法人建設業振興基金	03-5473-4572
	一般社団法人石川県建設業協会	076-242-1161
経営相談等	石川県商工労働部経営支援課	076-225-1525
	公益財団法人石川県産業創出支援機構 (ISICO)	076-267-1001
	独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸本部	076-223-5761
	金沢商工会議所	076-263-1151
	小松商工会議所	0761-21-3121
	七尾商工会議所	0767-54-8888
	輪島商工会議所	0768-22-7777
	加賀商工会議所	0761-73-0001
	珠洲商工会議所	0768-82-1115
	白山商工会議所	076-276-3811
	石川県商工会連合会	076-268-7300
	石川県中小企業団体中央会	076-267-7711
介護・福祉関連	石川県健康福祉部厚生政策課	076-225-1411
	石川県健康福祉部長寿社会課	076-225-1417
	石川県健康福祉部少子化対策監室	076-225-1421
	石川県健康福祉部障害保健福祉課	076-225-1428
環境・農業・ 林業関係	石川県環境部環境政策課	076-225-1463
	石川県環境部廃棄物対策課	076-225-1472
	石川県農林水産部里山振興室	076-225-1648
	石川県農林水産部農業政策課農業参入・経営戦略推進室	076-225-1613
	石川県農林水産部生産流通課	076-225-1621
	石川県農林水産部森林管理課	076-225-1643
	公益財団法人いしかわ農業総合支援機構	076-225-7621
雇用関係	石川労働局	076-265-4421
	ポリテクセンター石川	076-267-0801

## 各種連絡先

## 【お役立ち URL】

## 行政機関

石川県ホームページ	<a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/</a>
石川県土木部監理課 建設業サポートデスク (建設新技術認定・活用制度)	<a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/</a>
	<a href="mailto:kanri/supportdesk/kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp">kanri/supportdesk/kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp</a> ※ご相談はEメールでも受け付けています。
	<a href="http://www.pref.ishikawa.jp/gijyutsu/singijyutu/index3.html">http://www.pref.ishikawa.jp/gijyutsu/singijyutu/index3.html</a>
国土交通省	<a href="http://www.mlit.go.jp/">http://www.mlit.go.jp/</a>
国土交通省北陸地方整備局	<a href="http://www.hrr.mlit.go.jp/">http://www.hrr.mlit.go.jp/</a>
石川労働局	<a href="http://ishikawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/">http://ishikawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/</a> ※労働に関する各種制度・助成金等を紹介しています。

## 各種団体

一般財団法人建設業振興基金 (ヨイケンセツドットコム)	<a href="http://www.yoi-kensetsu.com/">http://www.yoi-kensetsu.com/</a> ※建設業新分野進出事例や、建設業支援情報など、中小建設企業に役立つ情報を紹介しています。
独立行政法人中小企業基盤整備 機構(経営自己診断システム)	<a href="http://k-sindan.smrj.go.jp/crd/servlet/diagnosis.CRD_0100">http://k-sindan.smrj.go.jp/crd/servlet/diagnosis.CRD_0100</a> ※自社の財務データを入力するだけで、即時に財務状況と経営危険度を把握できるシステムです。
一般社団法人石 川県建設業協会	<a href="http://www.ishikenkyo.or.jp/">http://www.ishikenkyo.or.jp/</a> ※建設業者向けのセミナーや各種手続きなど、さまざまな情報を紹介しています。
公益財団法人石川県産 業創出支援機構 (ISICO)	<a href="http://www.isico.or.jp/">http://www.isico.or.jp/</a> ※中小企業産業振興のための総合的な支援を行っており、相談や支援制度に関する情報を紹介しています。
独立行政法人中小企業 基盤整備機構北陸本部	<a href="http://www.smrj.go.jp/hokuriku/">http://www.smrj.go.jp/hokuriku/</a>
金沢商工会議所	<a href="http://www.kanazawa-cci.or.jp/">http://www.kanazawa-cci.or.jp/</a>
小松商工会議所	<a href="http://www.komatcci.or.jp/">http://www.komatcci.or.jp/</a>
七尾商工会議所	<a href="http://www.nanao-cci.or.jp/">http://www.nanao-cci.or.jp/</a>
輪島商工会議所	<a href="http://www.wajimacci.or.jp/">http://www.wajimacci.or.jp/</a>
加賀商工会議所	<a href="http://kagaworld.or.jp/">http://kagaworld.or.jp/</a>
珠洲商工会議所	<a href="http://www.suzu.co.jp/">http://www.suzu.co.jp/</a>
白山商工会議所	<a href="http://www.hakusancci.or.jp/">http://www.hakusancci.or.jp/</a>
石川県商工会連合会	<a href="http://shoko.or.jp/">http://shoko.or.jp/</a>
石川県中小企業団体中央会	<a href="http://www.icnet.or.jp/">http://www.icnet.or.jp/</a>
公益財団法人いしかわ 農業総合支援機構	<a href="http://www.inz.or.jp/">http://www.inz.or.jp/</a> ※農業を始める方向けの知識や支援制度などを紹介しています。



## 建設業サポートブック

---

発行 平成26年7月  
発行者 石川県土木部  
編集 石川県土木部監理課  
〒920-8580  
金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL.076-225-1712  
FAX.076-225-1714

---